新潟県地域創生調査

―国家戦略特区、世界農業遺産、日本遺産、環境政策―

龍谷大学法学部　牛尾ゼミ２回生
岡野大樹、嶋田可菜、古太恵人、浦諒太郎、山本竜平
由良康太、米住京子、山本英樹、安達弘暉、西元康宏
井上優大、吹野僚平、藤坂妃那、今西徹
野間元綺、管野優香、石田聡子、中原広貴
龍谷大学法学部・教授/里山学研究センター・センター長
牛尾　洋也

一　はじめに

里山学研究センターは、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択された「琵琶湖を中心とする循環型自然・社会・文化環境の総合研究―Satoyamaモデルによる地域・環境政策の新展開―」というプロジェクトについて、昨年にひきつづき現在活動を行っている。

本研究プロジェクトは、自然生態系を基盤とする経済と社会の持続可能な発展関係を構築するため、「Satoyamaモデル」に基づく新たな社会モデルの総合的研究を行うものであり、そのために各地の比較研究を行っている。

本研究プロジェクトのなかでも、第２の「資源と産業」研究班では、環境保全型農業および新しい農業政策の研究および地域独自の「食」の研究を行い、地域における持続可能な生産と消費の構造を追求することを目的とし、第３の「人と暮らし」研究班では、地域の歴史的文化的資源や産業資源を活用し、地域創生に資する循環型社会にふさわしい新しい自然調和型社会の関係性構築に向けた研究を行うことを目的としている。

今回は、新潟における「地方創生」をめぐる様々な取り組みの調査を行った。その柱は以下の通りである。

第一に、新潟市が立案した「ニューフードバレー構想」と農業分野における国家戦略特区の実践、その実施機関である株式会社「新潟クボタ」の活動、新潟県各市町、特に新発田市の「食の循環によるまちづくり条例」による取り組みとその一環として活動する「米倉有機の里交流センター」の活動を調査した。

第二に、新潟県佐渡市および新潟県の「世界農業遺産・トキと共生する佐渡の里山」を中心とする生物多様性に配慮した県、市の取り組みと、「生物多様性国家戦略」のもとトキの繁殖・放鳥と人々との共生に取り組む環境省自然保護官事務所の活動を調査した。

第三に、文化財等の地域資源を活かした地域振興・地域づくりを支援する「日本遺産」制度を活用し、新潟県信濃川流域連携を行う長岡市、十日町市、津南町の各機関の活動を調査した。

第四に、新潟水俣病の公害問題を反省的契機として各機関や個人が行う環境政策や諸活動を調査するため、新潟県の公害保険施策および新潟県立「環境と人間のふれあい館」の活動、一

般社団法人「あがのがわ環境学舎」の活動、水俣病訴訟において大きな役割を果たされた坂東克彦弁護士へのヒアリングを行った。

世界農業遺産調査は、これまで、静岡県掛川地域の「静岡の茶草場農法」、および石川県能登の「能登の里山里海」世界農業遺産（2014年度年次報告書）、和歌山県みなべ田辺地域の「みなべ・田辺の梅システム」（2015年度年次報告書）について報告を行ってきた。今回の佐渡地域の世界農業遺産調査はそれに続くものである。

農業、あるいは地域資源を活用し、環境問題への積極的取り組みによる様々な地域活性化が、試行錯誤の中で、様々な機関や人々の努力によりいかに行われているかを知ることは、「Satoyamaモデル」の研究・構築にとって極めて重要である。今回のヒアリングを土台にして、今後、一層の分析を踏まえた課題克服の道筋を検討したい。

当日は、新潟県庁、新潟市、佐渡市、新発田市、長岡市、十日町市、津南町の各自治体、環境省自然保護官事務所、および、新潟クボタ、阿賀野川環境学舎、坂東克彦弁護士をはじめ多くの方々に対して、龍谷大学法学部２回生のゼミ生（牛尾ゼミ）とともに質問状を作成し幅広くヒアリングを行った。

調査は、まず学生が中心となって資料冊子を作成し、それに基づいて作成した質問状を送付し、当日はそれに基づいてヒアリングを行ったが、以下は、もっぱら編集側の責任において、ヒアリングの回答の趣旨を編集しまとめた形式で報告を行っている。

今回の研修・調査の労をお引き受け頂いた自治体関係者およびアポイントの労をお取りいただいた関係者各位に、この場をお借りして心より感謝を申し上げたい。

二　新潟の農業を中心とする施策の調査

Ⅰ　新潟市役所　国家戦略特区調査―「質問状・回答（編集）」―

［日　時］2017年２月28日10時～

［ヒアリング先］新潟市役所農林水産部ニューフードバレー特区課　副主査　内山晃司郎様

［文　責］由良康太（龍谷大学法学部２回生）

１　新潟市について

⑴　新潟市と他の市町村との編入合併によって生じた効果や課題についてお聞かせ下さい。

（回答）

市町村合併によって新潟市は農地が大きく拡大し、従来主要な産業ではなかった農業が新たに主要な産業の一つとなった。また、これに付随して特産品も大きく増加し（27品目）これを「食と花の銘産品」として全国へ向けて発信することで新潟市の農産物をブランド化させていく取り組みを行っている。一方で農地の拡大によって利用規制のある土地（農地）が増加したため工場等の立地に際しての調整も多く求められることとなった。

⑵　新潟市の総合政策である「にいがた未来ビジョン」によってどのような効果や成果を得られましたか。

（回答）

「にいがた未来ビジョン」は新潟市の全部署が一丸となって策定した総合計画である。ちょうどこれを策定するタイミングで12次産業化や食文化を通じての交流の促進など新しい取り組

みが開始されることとなった。また、この総合計画ではビジョンを達成するためにいくつかの目標指標を定めている（農業生産法人の数、コメの輸出量、フードメッセ新潟の入場者数など）が、現在この目標はおおむね達成されているという現状にある（平成27年度時点）。



新潟市役所でのヒアリングの様子



内山晃司郎様

⑶　ニューフードバレー特区課において、業務を行う際どのような課題を担っているとお考えですか。

（回答）

特区指定当初、特区を担当する部署は、経済部と農林水産部の各々に分かれていた。これは、特区提案の元となった「ニューフードバレー構想」を所管する部署が経済部にあったこと、また農業分野での指定ということもあり農業関連の特例事業を農林水産部で進める必要があったことが背景にある。当初は場所的な要因などから連携しづらい部分も多少あったが、今年度から農林水産部のもとに一つの課として集約された。これによって事務の効率化が図られ、急な依頼等にも対応しやすくなった。苦労している点としては、特区の規制緩和が農業分野に留まらないこと。現在は、農業分野以外の規制緩和についても農林水産部のニューフードバレー特区課で一旦調査等しているが、他の部署との調整が必要な場合は、政策調整等を行う部署等と連携を行うことが必要となっている。

⑷　ニューフードバレー構想策定の背景はどのようなものですか。

（回答）

平成21年度に新潟市の政策のシンクタンクである「新潟市都市政策研究所」から新潟市の食、農業に関する強みを生かした政策提案があったことがきっかけ。この提案を受けて組織を改編し平成23年度より本格的に取り組みを開始した。また、この際に苦労した点は、構想をどのように実現していくのかという具体化のプロセスであった。

２　国家戦略特区について

⑸　新潟市はどのような背景から国家戦略特区制度を利用しようと考えたのですか。

（回答）

新潟市の提案のうち「ニューフードバレー特区」に関しては従来からの取り組みをさらに加速させていくために提案されたものである。また、「環日本海ゲートウェイ特区」は輸出入面

等において規制緩和を進めることで拠点性のさらなる向上を目指すものとして提案されたもの。「創業特区」は開業率が高くない新潟において新たな産業を開拓していく必要があるとして提案したものである。

⑹ 国家戦略特区の実現に向けた取り組みの中において苦労したことや特に留意したことはありますか。

（回答）

ある特例に基づく取り組みを行おうとした場合、特例以外にも関係する法規制はいくつかある。しかし、特区法で認められている緩和がそれらすべてをカバーしている訳ではない。そういった部分に関してどのように調整をしていくかという部分に関して苦労した。さらに、新しい規制緩和を活用する企業の掘り起こしといった部分は現在でも課題の一つである。

３　国家戦略特区に指定されたことにより生じた効果

⑺ 国家戦略特区に指定されたことにより、ニューフードバレー構想にどのような影響が生じたのですか。

（回答）

国家戦略特区の活用によってニューフードバレー構想は大きく加速していると考えている。様々な規制緩和がなされたことによって新しい農業の形が新潟で生まれている。また、特区の指定を受け新潟の農業に関する注目が高まったことによって、規制緩和を活用しないアグリビジネスプロジェクトも多く実現するなどの効果も出た。

⑻ 国による農業分野の規制緩和により企業の参入が広く認められるようになりましたが、これにより生じた効果や課題などはどのようなものですか。

（回答）

企業による農業参入については、企業が直接生産を手掛ける形と、地元農家と連携する（生産は農家が行い企業はその他の流通販売等を手掛ける）形があると思うが、新潟市の特区による企業参入は後者の形。そのため、よく懸念される企業撤退による耕作放棄地増加のリスクは、前者に比べて低いと考えている。また、従来とは違う販路が確保できるようになったことで、連携農家の収入の安定と向上が図れるようになったと考えている。

⑼ 新潟市においてこの国家戦略特区を今後どのように発展させていこうとお考えですか。

（回答）

特区で生まれたこのような新しい農業の形が、将来の日本農業のスタンダードになっていくと考えている。新潟独自に取り組んでいる農業分野における革新をさらに広げていくためにも引き続き取組みを拡大していきたい。また、若年層に期待することとして、先人たちの農業を尊重しつつ、新しい形の農業を積極的に学ぶことで今後の日本の農業を切り開いていってほしいと思う。

4　追加質問

⑴　特区に関する業務は現在どのように分担されているのですか。

（回答）

基本的にはニューフードバレー特区課において規制緩和をとりまとめているが、個別の事業に関しては特例の内容に沿った部署が担当している。

⑵　企業の農業参入の形態に関して地元の農家と連携して事業を進めていくにあたってどのように両者を結びつけているのですか。

（回答）

新潟市では、「アグリビジネス総合相談窓口」を設置しており、企業から地元農家とのマッチングの相談があれば、他部署と連携しながらマッチングの支援を行っている。

⑶　企業が農業に参入し地元農家と共同して農業を行うことで実際農家の収入は向上しましたか。

（回答）

企業の流通・販売力を地元農家が活用できるようになったことで収入が向上したという事例は報告されている。個々の農家において収入が具体的にどの程度向上したかのデータは取れていない。

⑷　新しい農業の形と従来型の農業はどのように折り合いをつけていくのですか。

（回答）

従来型の営農において指摘されている課題を解決していくために特区の取り組みを進めていることから、一般の農家の方々にも特区での事例を一つの参考としていただければと考えている。

⑸　国家戦略特区を通して近隣市町村とはどのような連携を図っているのですか。

（回答）

特区を共同で進めたいという相談を周辺地域からうけることはある。しかし、特区の地域指定に関しては内閣府が所管しているため新潟市が一概に受け入れる訳にもいかない。また、特区そのものではなく新潟市の特区による取り組みが周辺地域に与えている影響というものは少なからずあると思う。

調査を終えて

農業という分野は日本の産業の中で決して主要な産業であるとは言えない。近年では若者の農業離れや、産業構造の変化なども相まって農業の低迷が続いている。こういった状況において国家戦略特区を活用した新潟市における取り組みはこれからの日本の農業に新たなる希望を見出すことができるのではないかと感じた。また、企業の農業参入、農家レストラン、農業信用保証制度などの特区制度を活用した上で、さらに農業の12次産業化、新たな形の農業の創出、食文化を通した交流といった新潟市独自の取り組みを加えていくことで食・農を中心とした「まちづくり」に発展させていくという発想には非常に感銘を受けた。

このようなことをふまえて地方の活性化が声高に叫ばれている現状を鑑みたときに、ひとつ

の分野・産業に頼った政策ではなく、より包括的な取り組みが必要とされていると考える。新潟市においてはこの取り組みを今後もさらに発展させ、日本全国に広まって行くことを期待したい。




新潟市内の農家レストラン

Ⅱ　株式会社新潟クボタ・新潟県の農業調査―「質問状」「回答（編集）」―

［日　時］　2017年２月28日13時半～

［ヒアリング先］　新潟クボタ営業本部事業統括部　小野塚純也様

［文　責］　浦　諒太朗、嶋田可菜（龍谷大学法学部２回生）

⑴　久保田鉄工が生産販売を新潟県にも進出させた理由や経緯等をお聞かせください。

（回答）

⑴　経緯

1964年当時に久保田鉄工は資本参加により山宮産業、山宮商会、丸勝商会、村山農機店の企業合同によって下越クボタ農機販売として設立させた。そして、営業所は白根・新発田・水原・村上の４箇所に設置した。ただ、この時には下越地方にしか販路はない状態だった。2008年に株式会社上越クボタと株式会社小林商店と経営統合して中越地方と上越地方に販路を拡大した。こうして新潟県全体への販路拡大となった。

株式会社であるため、利潤の追求と販路の拡大が背景にあった。

⑵　平成27年８月に㈱NKファーム新潟クボタを設立し、農業分野に参入しましたが、農業の生産部にまで事業を広めた理由等をお聞かせください。

（回答）

①　ニーズ

顧客となる農家の人たちのニーズが多様化してきている。一般的な農機の販売とその修理だけでは顧客のニーズには応えられない。そのため、農業全体を捉えて農舎の設計やより低コスト・高品質に栽培できるノウハウを提案することにより多様化する顧客のニーズに応え、事業拡大の糸口にしようと考えている。また、新潟市が国家戦略特区に指定されたことについても

事業拡大の糸口になると考えている。

⑶ 現在までの生産販売についての成果をお聞かせください。
（回答）
① 実際に行ったこと
行政と連携し栽培実証圃を設置し、最適な栽培技術を模索している。また現地研修会を行い、農家に対し営農指導を行っている。
栽培圃場では、KSASを基幹ソフトに収量・食味値・肥料設計などをデータ化し蓄える事で、生産者に対しデータに基づいた営農提案ができるよう準備をしている。
② 担い手問題対策
新潟市でも農業の担い手不足の問題がある中で現在農業の担い手である高齢者の方でも効率的に生産が出来るようにICT技術を用いた機械や農業用ドローンの導入を行った。また、農産物の生産については耕作放棄地を借り上げ新潟クボタ自身が生産することで少しでも現状を打開しようとしている。
③ 活農プロジェクト
活農プロジェクトについては鉄コーティング直播の生産を行う農家数は660軒に増えたことや、農家の数が減ったのにも関わらず耕地面積は1296haに増えて一つの農家がより効率的に農業をしていることが分かる。

⑷ 活農プロジェクトを始めたきっかけ等についてお聞かせください。
（回答）
① 大豆300Aプロジェクト
行政と協力して、新潟県における大豆の生産量を増やし、県産大豆を用いた味噌や醤油、豆腐を広めていきたい。
気象変動に強い、そして高品質で大量生産が実現できる栽培技術を実証するための機械化体系の栽培試験を行っている。
② 鉄コーティング技術
種もみに鉄粉をまぶし直接田んぼに撒く鉄コーティング播種は育苗が不要になることで、低コスト・作業の軽減化が実現できる。農家の人材不足・高齢化という問題を解消しながら、活性化の引き金とするため
③ ドローン導入
ドローンの操作に免許が必要なため

⑸ 大豆300Aプロジェクトの活動によってどのような効果があったのかお聞かせください。
（回答）
① 大豆300Aプロジェクト
H23、24年には300A/10aを達成しているが、その後は天候不良等で達成していない。
② 鉄コーティング播種技術
ピーク時には年間で660軒増加した実績がある。しかし、現在は218軒の増加になっている。ただし、耕地面積は1296haと増加しているため、一つ一つの農家が鉄コーティング直播によ

る耕作面積を拡大させていることが読み取れる。

③　ドローン導入

ドローンの操作には免許が必要なため、ニーズに応えるために教習所を設立した。

④　その他

小麦の耕地面積7haで新潟クボタが持つ耕作放棄地の借り上げ面積は15haに上った。

⑹　大豆300Aプロジェクトにおける生産目標300kg/10haについて現状と課題をお聞かせください。

（回答）

達成した年度があるなかでまだまだ達成していない年度もあり、原因として夏の猛暑や梅雨の長雨等による収穫の時期のズレがある。（収穫適期に収穫ができず品質が低下する）

⑺　新潟クボタソリューションチームが結成されていることを伺いましたが、通信を発行している以外にどのような活動を行っていますでしょうか。お聞かせください。

（回答）

農家へ効率的に支援する体制を整えるため、ICTを利用した農業の普及のために活動している。また、ＮＴＴ東日本と連携してチューリップ栽培における、リモートによるハウス内の温度・湿度管理の実証実験中である。

⑻　これからの新潟クボタの展望についてお聞かせください。

（回答）

⑴　事業の拡大と進展

県内の農家は米価の低落により、稲作のみの体系では収益を継続的に確保する事が困難状況である。その為、野菜作や施設園芸に取り組む生産法人が出てきている。それら生産者のサポートをするべく、野菜作の機械化体系の確立や土を使わないトマト栽培などの提案を行っている。

⑵　担い手不足問題への対策

農業初心者を育成することについては数値的に示して分かりやすく説明する。

また、行政と連携して県内の生産法人に従事する若手従業員に対し、農業機械操作・メンテナンス研修なども実施している。

⑼　農業のアナログの良さを存続させることについてはどのように考えているのか、お聞かせください。

（回答）

農業で天候に左右されて生産が安定しない要因による影響を少しでも少なくするため、従来の農業の良さを失ってはいない。

⑽　大豆300Aプロジェクトについてはお聞きしましたが、お米についてのプロジェクトはあるのでしょうか。お聞かせください。

（回答）

低コスト生産に向けた鉄コーティング技術の安定と、高品質米に向けた土づくりとして耕うん15cmに拘って活動している。

⑾　新潟クボタとしての担い手不足の問題への取り組みについて具体的にお聞かせください。

（回答）

①　高齢者向け

農機は一つのボタンで作業が開始できるように、シンプルで分かりやすい操作性を実装している。

②　若者向け

KSASなどのICT技術を利用した説明を積極的に行っている。　また、新潟農業・バイオ専門学校の学生に対し、昨年はトラクタの操作研修を行うなど若手の担い手育成を図っている。



新潟クボタ前で



ヒアリング風景　右二人目は小野塚純也様

調査を終えて

新潟クボタへヒアリングにいかせていただきましたが、民間企業として行政の援助や施策に頼ることなく独自の企業努力によって事業を展開していました。その例として、活農プロジェクトは国の国家戦略特区による新潟市の指定で動き出したのではなく、企業独自にすでに動き出していたところがあげられる。新潟市における農業の担い手不足問題にも積極的に関わり、事業を成していることを知ることができました。



中央は小野塚純也様

Ⅲ　新発田市役所　食の循環によるまちづくり条例調査―「質問状」「回答（編集）」―

［日　時］　2017年３月１日10時～

［ヒアリング先］新発田市役所　みらい創造課　企画政策係　魚野健太郎様
新発田市役所　みらい創造課　企画政策係長　高山広靖様
新発田市役所　みらい創造課　企画政策係　米山知宏様

［文　責］　岡野大樹、嶋田可菜（龍谷大学法学部２回生）

１　みらい創造課について

⑴　みらい創造課の業務内容には食の循環によるまちづくり、都市の再構築がありますが、まちづくりという大きな業務を遂行していくにあたって苦労した事、もしくは現在において課題とされていることについてお聞かせください。

（回答）

①　市民の理解と実践

食の循環によるまちづくりに対する市民の方からの評価は高く、どんどん進めて欲しいという意見があった。この点平成20年から始まったこの取り組みは、ある程度市民からの理解を得ていると行政としては認識している。しかし、各農家、家庭で実際に食の循環によるまちづくりというと一体何をすればいいのか分からないというのが現状で、市民の中ではまちづくりは行政が進めていけばいいのではないかという意見がある。つまり、考え方は概ね理解頂いているが、市民の方々が実際に取り組んでくれていないというのが現状である。今後はこの理念と実践の間にある乖離をなくすことが課題となる。

②　他の課との連携

食の循環によるまちづくり推進計画には、基本的施策が５つある。それは、「産業の発展」「健康及び生きがいの増進」「教育及び伝承」「環境の保全」「観光及び交流」である。この基本的施策に応じて、それぞれ別の課が担当しており、特にどの課が中心となって食の循環によるまちづくりを進めていくのかが明確に決まっている。「産業の発展」で言えば、農水振興課が中心となって食の循環によるまちづくりを進めている。

それぞれの課ごとに、それぞれ目標値を決めてまちづくりを実践していくことになっており、この目標値を共有して明確にどのようにまちづくりを進めていくのかを決めている。

しかし、計画を定め担当課の人達も目標値を決めているが、その目標値が毎年達成できているかというと必ずしも達成しているというわけではないのが現状。まちづくりに対する各担当課の思いの強さは様々で、その時々の業務の量によってはうまくいかない時もある。そのような場合に足りない部分の補てんや方向性のアドバイス等をみらい創造課が行っている。これからは、目標値の達成やそれぞれの課との協力が課題となるのではないかと考えている

２　食の循環によるまちづくりについて

⑴　食の循環によるまちづくりの目的の一つとして「地産地消」を掲げておられますが、なぜ「地産地消」を目指そうとされたのかについてお聞かせください。

（回答）

①　「地産地消」とは

新発田市役所では、「地産地消」と「地消地産」この二つの言葉を使い分けている。「地産地

消」は、地元で生産されたものを地元で消費することであり、「地消地産」は、地元で消費される安全・安心かつ高品質な農産物を生産することとしている。両方ともが食の循環という考え方の中で、安全で安心な食品を生産していくという考え方に基づいており、まちづくりにつなげていけたらと思っている。提供する側だけが提供したとしても市民の方には受け入れてもらえないし、消費する側としても市街のものや外国産のものを輸入していることが多い。理想を言えば、新発田市内で食のすべてをまかなえれば良いが、現実的には遠い話になる。やはり外国産の物もないとやっていけないのが事実であって、自給率を考えれば当然の事だと思う。

しかし、やはりまちづくりという視点から言えば、地元の生産者が作ったものを積極的に消費するというのが地元の振興にもつながるので「地産地消」「地消地産」この二つの考え方から食の循環によるまちづくりを進め、拡大させていこうと考えている。

② 問題点

「地産地消」「地消地産」を確立していく中で、冷害が起こった場合や新発田市以外の産品との価格競争という部分で優位性が持てないという問題点がある。これは自由競争の中での話であるから、行政としては新発田市産のものを売る事・買う事を強制できない。市民の方々が安全で地元の物とは言いつつ高ければやはり他の所のものを買いたいというのは当然の話である。ただ、生産者の立場からするとこのような事を踏まえても積極的に自らが生産したものを使って欲しいと考えている積極的な農家さんや消費者に対しての支援を食の循環によるまちづくりという取り組みの中で推し進めていきたいと考えている。

⑵ さらなる「食の循環」の周知、啓発に向けた情報発信が必要であり、「食の循環」を実践につなげる取り組みが必要であるとされていますが、今後具合的にどのような活動を行い、それを実現していこうとお考えですか。お聞かせください。

（回答）

① これからの食の循環によるまちづくりについて

まずは、食の循環によるまちづくりについて何を目指していくのか共通のビジョンの様なものを分かってもらうというのが必要であると考えている。食の循環によるまちづくりは非常に範囲の広い取り組みであるが、循環において関わり方は人それぞれで、実践する市民の立場からすれば関わっている部分はそんなに広くない。

循環のなかでも資源レベルの循環（環境の保全が大切であるという認識を持つ）文化レベルの循環（食文化や教育、健康づくりの大切さを分かってもらう）が重要になる。しかしこれだけだと理念というもので終わってしまう。ものを続けるというのはやはり自分たちにとって為になる、儲かるなど経済的な後押しの様なものがないと誰もやってくれないというのが現実である。この点食の循環を行うことで安心な農産物が他の農産物に負けない品質の良さ、ブランド力を持っていれば消費者に選んでもらえる。儲かるとなれば積極的に取り組み作っていくという活動につながっていく。実践につながるようなところまで食の循環を持ち上げていかなければならないと考えている。市民の方々に漠然と食の循環に取り組もうと呼びかけるのではなく、共通のビジョンをまずは持っていただき、循環における各段階で関われることがあれば実践していって欲しいと考えている。

また、実際に活動に取り組んでくださるなら継続的に続けていって欲しいので、為になる・儲かるという段階にまで進めていって欲しいと考えている。

② 具体的な活動について

食の循環によるまちづくりの周知・啓発の次の段階の「実践」を意識して、市民を中心とした委員会と共に取り組みを進めている。今年は、料理教室や、主に事業者、生産者向けの連続講座等を行った。みらい創造課としては、あくまで新発田市役所が主体ではなく、市民の人たちを主体として、まちづくりを進めていこうと考えている。

3 有機の里構想における各施設について

⑴ 食の循環によるまちづくりを行うための実践的な施設として有機の里交流センター・有機資源センター・米倉ふるさと農園などが挙げられますが、今度食の循環によるまちづくりを発展させていくために、これらの施設をどのように活用させていこうとお考えですか。

（回答）

米倉有機の里交流センターには、主体性を尊重している。どのような活動をするかについては、主に米倉有機の里交流センターに一任している。しかし、新発田市役所としては、人口減少という課題を抱えている。

そうであるので、毎年行っている移住体験ツアーを今後も実施していきたい。その場所は、米倉地域が最も新発田市の魅力を知ることが出来る。その理由は、食の循環というシステムがすべて備わっているからである。米倉地域に体験移住をしてもらい、食の循環社会の良さを知ってもらいたい。

4 新発田市のこれからについて

⑴ 今後、食の循環によるまちづくりによって新発田市をどのようなまちにしていきたいとお考えですか。

（回答）

やはり、住みやすいまちづくりにしていきたい。住みやすいまちづくりにすることによって、都会に行く人も良い意味で減少し、人口減少という問題を解決できればと考えている。住みやすいまちづくりとは、具体的にどのような事なのか、例をひとつあげるとするなら、それは、企業を少しでも増やし、働きやすい環境にすることである。働きやすい環境にすることによって、課題を解決することができるのではと考える。

⑵ 新発田市のこれからを担っていく私たちのような若者に期待することは何ですか、お聞かせください。

（回答）

若者たちには、柔軟性を求めている。昔ながらの考え方も大切であるが、新しい考え方も大切である。その新しい考え方を上の人たちに負けずにどんどん発信していってほしい。また、なにをするに対しても、まずは、自分からという気持ちを常に持っていてほしい。

調査を終えて

事前学習をしてから、新発田市の皆様にヒアリングを実施しましたが、学習では見られない発見が多かった。

やはり、施策を実施するには、市民の皆様の理解が不可欠であり、どのようにしたらその施策



右から高山広靖様、魚野健太郎様、米山知宏様



新発田市役所でのヒアリング


一番左　魚野健太郎様　中央　高山広靖様

を実施してくれるのか、このようなことを考えることの重要性を理解できた。

また、どうしたらこのまちにすんでくれるのか、そのことは、単純そうで実は難しいということも理解できた。

課題としては、どのようにしたら実施に協力してくれるのかである。そこを今後は中心に考えていければと考える。事前学習をしてから、新発田市の皆様にヒアリングを実施しましたが、学習では見られない発見が多かった。

やはり、施策を実施するには、市民の皆様の理解が不可欠であり、どのようにしたらその施策を実施してくれるのか、このようなことを考えることの重要性を理解できた。また、どうしたらこのまちにすんでくれるのか、そのことは、単純そうで実は難しいということも理解できた。

しかし、そのようなお話を聴いて、僕は、このような市政を考えたいと思うようになり、今後の将来を考える良い機会となった。

Ⅳ　米倉有機の里交流センター「質問状」「回答（編集）」―

［日　時］2017年３月１日14時～

［ヒアリング先］有機の里交流施設協議会会長　渡辺芳輝様、同　管理運営担当　斎藤和久様
米倉ふれあい農園　斎藤道子様

［文　責］嶋田可菜・古太恵人（龍谷大学法学部２回生）

１　米倉有機の里交流センター

⑴　有機の里交流センター開設の背景と当時の活動についてお聞かせください。

（回答）

①　有機の里交流センター開設の背景

建物自体は、旧大庄屋斎藤邸を改装整備したもので、斎藤邸は昔、藩主が休息等に立ち寄った時などにもてなす書院として使われていた。

有機資源センター開設の始まりは、平成15年に農村振興総合統合補助事業というのが作られ、土地の基盤整備を行い、田んぼを大きくするなどを含めて各地域の振興や様々な農業に関する事業を行うことが市から許可された。その一環として米倉地区において土地の整備が行われた。その結果、使わない余った土地が出てきた。そこで平成16年に県の補助金等を申請し、余った土地、用途のない土地を集積し地域開発のために活用することになった。その一環として有機の里交流センターは、建物の文化資産としての価値が低下しないように、当時の部材と間取りを保ちながら、農村を身近に感じることのできる渉外活動の場として設けられた。

② 開設当時の活動

米倉で育てた野菜等を交流センターで加工し、地元の人に食べてもらうという活動を開設当時から行っており、今もなお続いている。

⑵ 現在、米倉有機の里交流センターではどのような活動を行っていますか。また、イベント開催において苦労はありましたか。

(回答)

① 現在の活動について

体験活動の他に貸館も行っているので、様々な会議や地元の方の集まり、井戸端会議等に利用されている。基本的にはここでできたものを提供する、ここにあるものを提供するという事を基本にしてイベント等を開催している。例えば、そば打ち体験は年間を通して行われており、この他にも米倉でとれる山芋・お米・こんにゃく・野菜等を使った料理を地元の方に味わってもらうイベントを行っている。

② 活動に際して苦労したこと

そば打ち体験や料理体験、料理提供、にはそれを指導する先生が必要になる。この点、最近は地域において高齢化が進んでおり、料理指導をお願いする人を確保することに苦労している。また、食材によってはとれる時期がバラバラなものもあり、イベントの時期に食材を確保するのが非常に大変である。

イベントの周知については、新発田市の広報にイベント情報を掲載している他、新潟日報という地方紙を用いて参加者を募っている。市が協力してくれているので広報の面では特別な苦労はない。

⑶ 米倉有機の里交流センターでは調理実習室や研修室が設けられていますが、実際、どの様な人たちが、どのような目的を持って使用しているのかお聞かせください。

(回答)

米倉有機の里交流センターでは年間を通して様々なイベントが開催されており、中でも年に三回開催されている季節のお膳を味わう会は人気のイベントである。

また、施設は非常に安価での貸し出しを行っており、地元民の集いの場や、会議を行う際に利用されることもある。話を聞いたところ、風情ある建物であることを活かしてコスプレの撮影をするために利用しに来る人もいれば、新たなイベントとして婚活パーティを開催し、若者を呼びかけたこともある。

⑷ 新たに食の循環によるまちづくり推進計画が策定されました。このことを受けて今後、米倉有機の里交流センターではどのような取り組みが必要であると思われますか。現に予定してされているイベントはありますか。

（回答）

まず、より多くの地域の方々に米倉交流センターのことを知ってもらいたいと考えている。また、食の循環によるまちづくりの実現やより良いまちにしていくためには、市との連携等が必要になる。施設の独立を願っているが、なかなかそうはいかないのが現状で、イベントの参加者を募るほか、運営する人材の確保など課題は多岐に渡っている。

活動としては、米倉の野菜・お米等を都市部の方や新潟県以外の方、より多くの方々の知ってもらうと言う事、新発田市の伝統料理（笹だんご等）を若い世代に伝えていくと言う事を基に、市の協力等を仰ぎながらイベントなどを開催していこうと考えている。

今後は特に、若い世代の人の協力が今後必要になってくる。活動に参加しているのは高齢の方がほとんどなので、今後イベントを次に続けていける後継者とまでは言わないが、若い力が必要になっていくので、施設としても若い人材の確保を課題としている。

２　米倉ふれあい農園について

⑴ 米倉ふれあい農園が開園したきっかけについてお聞かせください。加えて、開園までの背景についてお聞かせください。

（回答）

土地の基盤整理によって出てきた余分な土地を地域開発のために活用することがきまり、有機資源センターや有機の里交流センターと同様に地域の復興を目的として設けられた。

施設としては地域の方だけではなく都市部の方にできる限り有機栽培を行ってもらい食の循環を感じてもらう事、農業を知ってもらうこと、安全で安心な農作物を育てて食べてもらう事等を目的としている。

⑵ 農園の開園は有機資源センター・交流センターより後に開園されていますが、何か問題が生じたのですか。

（回答）

問題はなかったが、今農地となっている部分は初め何もない更地の状態であった。そこから現在の整備された農地になるまでにはかなりの時間がかかった。農業の基本は土づくりなので、この点土づくりにおいては大変な苦労があった。

開園してからは、貸付農園を利用する方の栽培指導等を中心に行ってきた。初めは、利用者の方のほとんどが農業未経験者であったが、年を重ねるほどに栽培がうまくなっていった。

⑶ ふれあい農園（貸付農園）で行っている堆肥の使用について

（回答）

堆肥を使った栽培は、特別難しいと言う事ではないが、ただ堆肥をたくさん使えばいいという事ではなく、堆肥だけでは土の栄養にならないので、土の栄養状態を見ながら使っていかなければならない。そのため、農園にはアドバイザーがいて、利用者に栽培方法や堆肥の使用などをアドバイスしている。

農園では堆肥の使用を原則としているが、中には化学肥料を使っていらっしゃる方もいて、堆肥を用いた栽培が今後広がっていくことを目指している。

⑷ 堆肥を用いて育てるのと、化学肥料を用いて育てるのとでは、農作物にどんな違いが生まれるのか。

（回答）

化学肥料は栄養分が豊富なので、野菜が一気に栄養を吸収してしまって苦くなるものが多々ある。この点、堆肥はゆっくり長い時間をかけて育つので、その分調整しながら育つことが出来きる。堆肥は自然な野菜本来の味を引き出すことが出来るので、化学肥料との間には味の違いが生まれる。

⑸ 現在、どの様な方が貸付農園を利用されていますか。

（回答）

現役を引退された方が多く、時間に余裕がある方が利用している。中には若い人も利用している。これは、家族にアレルギー等を持った人がいて、家族に安心安全なものを作って食べさせたいと思っている方などが多い。地域関係なく新発田市以外の所から農園に来て貸付を利用している方も多い。また、自分の農地が何らかの形で使えなくなった人も農園を利用している。夫婦で利用していることもあれば、家族で週末に農園を訪れて育てた農作物を収穫していることもある。20代ぐらいの若い方、小学生、中学生、高校生は主に収穫体験をしていることが多く、農園全体で言えば老若男女問わず農園を利用している。

⑹ ふれあい農園では、今後どのような活動を行っていきたいと考えておられますか。お聞かせください。

（回答）

① ここは市の施設なので、役所の方とも話し合い、市の方針に沿った「食の循環」というものをずっと続けていけるようにすること。また、今は貸付をメインに農地を広げているので後々は、貸付による農地の利用が大半になっていることを目指している。これに加えて、収穫体験も行っていき農園を多くの方に利用してもらう事を目指していく。

② 今後の展望

1） 農園の運営について

農業は力仕事が多く男性の仕事のように思われがちだが、野菜に虫が付いているとか、野菜のちょっとした見た目の変化などの細やかなことに気づきやすいのは女性の方が多い。また、育てた野菜の食べ方をアドバイスするなど、その他栽培面については女性の方が向いているし、女性だからできることが多々ある。最近では、農業機械の性能が発展しており女性でもできることが増えてきているので、農業は女性向きになっていく。この点、農園には女性のスタッフが半数いて男性にはできない部分の仕事を担っている。これからは、女性が農業をしていくようになると思われるが、それでもやはり力仕事が必要になってくるので、男性・女性がそれぞれの特異を活かし農園を運営していくことが課題であるとしている。

2） 農園の拡大

農園を拡大していくには、それと同時にそれを運営していくスタッフが必要ではないかと考えられるが、実はその逆で貸付にしてしまえば、農地を管理するのは利用者なのでスタッフは少なくて済む。とは言ってもすべての農地の状態を把握してアドバイス等を行うのは限界があり、利用者がいない農地についても、いつでも使えるように整備しておかないといけないので、現地点では厳しいところがある。そのため、サポーター（栽培の時に草取りや石拾い等を手伝ってくれる地元の方）の力がより必要になってくる。

3） 農地の利用

これからは、20代・30代の若い世代に農地を利用してもらい、できる限り長い間農地を利用してもらうことが必要になってくる。なぜなら農作物は始めてすぐにできるものではなく、それなりに時間がかかるもの。それを育てる人も時間をかけて上達していく。今後は広い農地を長く使ってもらえる人に利用してもらうことが必要である。

⑺ 米倉ふれあい農園に限らず、新発田市で育てられている農作物にはどんな特徴がありますか。お聞かせください。

（回答）

新発田市はアスパラガスなどが有名で中には直径４センチほどのものもある。新潟県ではナンバーワンの生産数を誇っている。また、さり芋も有名で大阪などの里芋の２倍の値段がするものもあり、味はとても甘い。加えて、越後姫（いちご）も有名で糖度が非常に高く、果肉が柔らかいので長期間の出荷は出来なかったが、現在は改良され東京や大阪等に出荷されている。ほとんどは新潟県内で消費され、あまり県外に出荷されていないので、他県で見かけることはあまりない。栽培については、かなり神経を使って栽培されているとのことで、甘みを重視している。

出荷する野菜は京野菜が多く、京都とかなり深い縁がある。他には大阪に山芋とほりかわごぼう・長ネギ・さり芋等を出荷している。

⑻ 米倉有機資源センター―の設立背景についてお聞かせください。

（回答）

① 設立背景について

平成12年に循環型社会形成推進基本法というのが設けられ、大量生産、大量廃棄から循環型社会に変えていく取り組みが目指された。つまり食べた残りを堆肥にし、その堆肥でまた野菜やお米を作るという循環を行うことで環境の保全を実現するというもの。これは平成16年に家畜の排泄の利用促進法が設けられ、家畜の糞等を畑などに積んで放置しておくことが出来なくなった。また、稲葉やもみ殻は畑で焼いていたがこれも公害につながるとして禁止された。このことを受けて家畜の糞やもみ殻等の処理施設が必要となったので、土地の基盤整理で出てきた余分な土地を活用して米倉有機資源センターが設立された。

② 臭気問題について

やはり臭気問題というものは、地域の方の理解を得るという点において苦労があったように感じた。そもそもこの施設を設立するときに、住民投票を行っており、また、設立が決まってからも、臭気測定と水質調査を毎年行っている。この地域で下水の整備が早急にされたのも、

施設設立と大きく関わっていた。また、堆肥の発酵方法についての研究もされており、より臭いを出さない方法を追求している。実際に堆肥を発酵させている施設を訪問したが、施設外ににおいは漏れておらず、使用されている堆肥は無臭であった。

⑼　米倉有機資源センターを今後、どのような施設にしていきたいとお考えですか。

（回答）

①　どの様な施設にしていきたいか

一番は、米倉有機資源センターで生産した堆肥を市内でさらに活用していってもらう事である。また、小中学校の体験学習なども受け入れていく予定だ。

ただ問題点としては、施設の老朽化問題や、販売先の確保などが挙げられており、それらの対策も必要であるが、市や行政に「米倉をもっと知ってもらう」ことが重要である。行政との更なる連携により、知名度の向上が最優先の課題である。

②　食の循環によるまちづくり推進計画との関係について

食の循環によるまちづくり推進計画が策定されたのが平成２８年で米倉有機資源センターが設立される以前にできたものであるため、この計画に則るように強制されているわけではなく、今まで通り施設を運営している。



左は渡邉芳輝様、右は斎藤和久様



渡邉芳輝様



ふるさと農園のスタッフの皆様



ふるさと農園の風景

調査を終えて

近年、産業が目まぐるしく発展してきたことから、環境破壊が進み、地球温暖化や水質汚濁・公害問題が発生した。このことを受けて大量生産・大量廃棄から循環型社会の形成を目指す取り組みが行われ始め、「食の循環によるまちづくり」はその中の一つである。



ふるさと農園にある貸し出し農具

新発田市は生ごみの分別・回収や、堆肥の活用など市が指定した業者にすべてを任すのではなく、それぞれの循環の過程において地域の住民が深くかかわり、まちづくりの主体となることを目標に掲げている。そして、まちづくりを発展させていくためにはどんな活動でも取り入れ、市民の自発的な活動がまちづくりの中心になる事を目指しているという自治体の柔軟な体制については感銘を受けた。しかし、「食の循環によるまちづくり」を支えている各施設では、地域が今抱えている少子高齢化や都市への人口集中等の問題から自発的で活発な活動を行うことが難しくなっている現状がある。このことを鑑みると各施設と自治体との益々の連携や協力、各地域のことを市も市民もより知っていくことが必要ではないかと考える。

新潟県という農業大国に寄せられる多大なる期待に独自の観点から政策に取り組む姿勢と直に触れ、その期待に対する少しの不安が杞憂であったことを痛感させられた。今後、新潟県の農業に取り組む姿勢が全国へと伝わっていき、日本の農業がさらに発展していく光景が目に浮かんでいる。

三　新潟県佐渡地域世界農業遺産、生物多様性調査

Ⅰ　佐渡市役所・佐渡世界農業遺産調査―「質問状」「回答（編集）」―

［日　時］　2017年３月１日10時～
［ヒアリング先］　佐渡市役所　農林水産課　農業政策室　生物共生推進係　西牧孝行様
［文　責］　米住京子（龍谷大学法学部２回生）

⑴　佐渡市全体としての課題はどのようなものがありますか。また、市の取り組みの中で世界農業遺産に関する取り組みの位置づけはどのようなものですか。

（回答）

佐渡だけではなく全国的な問題であるが、佐渡での高齢化率は40％を超えている。しかし、都会と違って高齢者の数が増えているわけではなく、高齢化率が増えているのである。

佐渡は第１次産業の中で農業の占める割合が大きいが、販売農家の約70％は60歳以上なので、農業の担い手をどうするかというのが課題である。

⑵　「トキと共生する佐渡の里山」を世界農業遺産に申請しようと思ったきっかけをお聞かせください。また、その取り組みの中で苦労したことがあれば教えてください。

（回答）

①　「朱鷺と暮らす郷」認証米制度立ち上げまでの軌跡

佐渡の作付面積は約5000ヘクタールで、そのうち4000ヘクタールは近代化された農地である。パイプをひねれば水が出て、冬場は乾きやすい。しかし、生物にとっては棲みにくい環境である。トキの野生復帰を目指すにあたり、トキのえさ場となる田んぼの生態系を増やすことは絶対であった。まずは小佐渡東部に60羽定着させることを目標にトキの野生復帰は始まった

が、それはそこの地域だけの問題であって、東部以外の地域は関係がないと思われていた。だが、トキは鳥であり自由に佐渡全体を飛び回ることが出来るのだから、東部ではなく佐渡全体の田んぼを豊かにしなければならないのではないかという考えから、認証制度は始まった。

もうひとつの要因として、平成16年の台風直撃がある。その年の８月、ちょうどお米の穂が出る頃の佐渡に熱風が吹き荒れた。本来２万トンとれるはずが、台風の影響で全然お米がとれず首都圏などに出荷できなかった。当時スーパーにお米は新潟産か魚沼産のコシヒカリがあればよかったので、佐渡産のコシヒカリとして売られることはなかった。そうするとその翌年から、新潟県産コシヒカリは佐渡のお米を取り寄せていたスーパーは、「去年台風の影響で佐渡から取り寄せられなかったから、今年は違う地域のお米を取り寄せよう。」と考えるため、その年から佐渡のお米は売れなくなってしまう。そうして売れ残ったお米は5000トンになった。

さらに、お米の売れない産地は生産調整を国から強化されるため、お米が作れず農家の生産意欲は上がらない。そして、耕作放棄地も増えていき、生物多様性の豊かな田んぼは失われていった。だから、佐渡をお米が売れる産地にしなくてはならないし、一方でトキのえさ場も確保しなくてはならない。この２つをクリアしていくために認証米制度は生まれた。

②　世界農業遺産に申請しようとしたきっかけ

世界農業遺産は2002年にFAOで始まった。当初は、発展途上国に伝わる伝統的な農業を守るシステムであったが、研究でFAOと繋がりのあった国連大学が先進国の里山にも多面的な価値はあるだろうということで、世界農業遺産を先進国にも取り入れようとFAOに提案した。そこで、単なるトキの保護だけではなく、トキの保護を農業振興や生物多様性につなげている佐渡が推薦されたことがきっかけである。

⑶　世界農業遺産の認定に向けて佐渡市民の方にどのような情報を提供して協力を得たのでしょうか。

（回答）

⑴　佐渡市の農家の反応

認証米制度の説明会では抵抗するというより、無関心に近い反応であった。「市がそんなに言うならやってみようか。」「トキが来てくれるならやってみようか。」という思いから参加してくれる農家が増えていった。

農家が一番増えた理由は、国が行う前に佐渡が独自で佐渡版の環境保全型農業直接支払交付金をやっていたからではないかと考えられる。

⑷　世界農業遺産の認定後、他の認定地域とどのような交流を行っていらっしゃいますか。

（回答）

①　世界農業遺産の認知度を上げるために

世界農業遺産を活用しようにも、今の日本では知名度が低いから活用のしようがない。だから、まずは世界農業遺産を知ってもらわなくてはなくない。そのために、認定地域８地域で組織された世界農業遺産広域連携推進会議はイベントを開催している。佐渡市が企画したイベントは食という切り口で世界農魚遺産を伝えていこうというものであった。このイベントでは認定８地域がすべて集まり、熊本の赤牛や静岡のお茶などそれぞれの地域が一品を出品した。そして、イベントに参加した料理家がそれぞれひとつの地域を担当し、出品されたもののレシピ

を開発する。各地域は世界農業遺産についてのプレゼンを行うというのが詳細である。参加者は、料理教室を経営している人やフードブロガー、料理研究家などの40人の料理家で、メディアも取材に訪れた。

⑸ 世界農業遺産認定によって佐渡市にどのような影響があったのか教えてください。

（回答）

① 認証米制度による影響

認証米制度は佐渡のお米のイメージアップに行ったもので、この取り組みによって佐渡のお米を新潟県産コシヒカリとしてではなく、佐渡産コシヒカリとして売ってくれるお店も増えきた。売れ残っていた5000トンのお米はもうなく、佐渡産コシヒカリは契約されて完売状態である。売れ残りがなく、佐渡産コシヒカリとして売れるようになって農家としてもメリットがあるし、もちろん生産調整をされることはなくなった。

認証米は手間がかかるため、高く売りたいと農家は思うが、自身で直接お米を売る農家は少なかった。佐渡ではJAがお米を集めて全農に売り、全農が出荷している。全農に売るときに認証米を佐渡産のお米より1500円の価値をつけて売っている。したがって、普通の佐渡米よりも高いので、お店では５キロ2980円で売られている。しかし、一般の消費者は５キロ1500円から2000円くらいのお米を買っているので、認証米を3000トン出荷しても、売れるのは1500トンくらいである。これでは認証米を売る販売メリットを感じることはできないので、認証米を自身で売る農家が増えた。農家が暮らしていくためにも、経営コストを削減しながら法人化して10ヘクタールを家族経営したり、お米とおけさ柿の複合経営で成り立たせたりするなどの様々な経営モデルを考えていかなければならない。

⑹ 世界農業遺産の認定に向けて棚田にはどのような課題がありましたか。また、その課題をどのように解決されましたか。

（回答）

① 世界農業遺産の認定に向けて棚田として努力したこと

棚田地域は佐渡にたくさんあり、高齢化も著しいし、生産効率も良くない。世界農業遺産認定前に市が主導する棚田協議会があったが、すぐ解散してしまった。農家の人々は市役所を頼りすぎてしまって、自分たちでどうにかしようという気持ちが足りなかったのである。しかし、世界農業遺産に認定されてから棚田地域が主導する棚田協議会が出来た。棚田協議会が出来て地域おこし協力隊もやって来て、どろんこバレーをやったり、棚田の資源を活用していこうという動きがみられた。協議会が出来たからといって、棚田地域の全部が潤うわけではなく、少しずつ棚田の元気な姿を発信していくことが重要である。

⑺ 佐渡の伝統文化をどのように保存・発展させていきますか。

（回答）

① 佐渡の鬼太鼓

鬼太鼓とはいろんな流派があり、秋の豊作を願う農文化である。佐渡では毎年お祭りがあり、人々は一か月前から神社や集会所に集まって練習や準備をする。その中で集落の結束力やコミュニティを高めるのだが、高度経済成長のときには鬼太鼓を辞めてしまう集落が増えた。し

かし、時が経つにつれ価値観も変化していき、鬼太鼓を復活させる集落が増えた。全国的に芸能というものはなくなってきているが、佐渡の能は農民がやっているので減らないのである。その証拠に、小さい島には36もの能舞台が現存している。

⑻「トキと共生する佐渡の里山」の今後の将来像についてお聞かせください。
また、今後、佐渡の豊かな自然を守り継承するために、担い手不足の問題をどうするべきだと考えていらっしゃいますか。

（回答）

①　佐渡の担い手対策

新規就農者に対する給付金は新潟県で一番多いのが佐渡である。また、東京や大阪で開催され、新規就農を考えている人が集まるフェアに、農家や市役所職員の方は積極的に参加している。

最近では孫ターンやIターンの若者が増えていて、地域おこし協力隊の応募者にも孫ターンの若者がいる。昔は「島から出た方がいい。」という教育がされてきたが、心の豊かさみたいなものが注目されるようになり、若者の中で価値観が変わっていっているのではないかと考えられる。

地域おこし協力隊とは総務省が行っていて、佐渡で暮らしていない人が佐渡の集落に入って３年間地域おこしの活動をしている。佐渡はその地域おこし協力隊の定着率が85％と非常に高い。

②　本来の生物多様性を知ってもらうために

近年、市からの補助金がもらえるなら認証米を作ろうという農家が増えてきていて、本当の意味の生物多様性を知らない農家が増えている。佐渡には意識の高い農家が多いが、全ての農家が生物多様性を理解しているわけではない。生物多様性を知ってもらう取り組みとして年に２回の勉強会を開催している。

③　認証米のストーリー性を広めるために

認証米の販路は全国に拡大しているが、自由化によって今ではドラックストアでもお米が買える。しかし、それではお店に認証米が並んでいてもストーリー性は伝わらず、客には高いお米という認識しか生まれない。そこで、スーパーよりもお米屋さんに比重を置き、全国のお米屋さんとの取引を大切にしている。今生き残っているお米屋さんはおしゃべり上手で、その産地のお米を語って店頭で精米して販売している。そのようなお米屋さんに認証米を語ってもらうようにすれば、認証米のストーリー性は伝わる。しかし、お米屋さんは昔より少なくなっているのも事実なので、認証米のホームページを作り産地情報などを載せている。

④　生物多様性の地域づくりに立ち返って

トキの保護にはトキのえさ場である田んぼが重要で、佐渡の生物多様性は農業から始まった。認証米も10年が経ってしまうと、認証米は埋もれてしまって生物多様性の地域づくりも薄まってしまう。それを防ぐために売ることや作ることばかりではなく、生物多様性の地域づくりの地域づくりを重視していかなければならない。

⑤　生物多様性の地域づくりのために

平成29年度に認証米制度の要件を変えて、畦畔に除草剤を使うことを禁止にした。佐渡の農家は元々草刈りが丁寧で、除草剤を使う農家はいなかったが、担い手の問題もあり規模集約さ

れると、除草剤を使う農家も増えてきたため、認証米を生産する農家は除草剤を使用することを明確に禁止したのである。さらに、認証米制度の要件のひとつである生きものを育む農法の中に「無農薬」というカテゴリーも加えた。こうして少しずつ認証米をレベルアップしながら、佐渡は生物多様性に力を入れていこうとしている。他にも、生物多様性の地域づくりとして、生物多様性の子ども会議や田んぼアートなどの取り組みも考えられている。

⑥　これからの課題

30年問題が大きな課題である。生産調整が廃止されて米価が落ちたとき、産地としてどうするべきかを考えなければならない。小規模農業の価値を日本で支え合い、分かり合い、共感することが大切である。

⑦　佐渡の食育

学校給食では週５回のうち４回はご飯で１回はパンだが、ご飯はトキの認証米で、パンも認証米の米粉が使われている。しかし、小学生はそれを知らないから、知ってもらうために小中学校に世界農業遺産の授業を取り入れようとしている。小学４年生から６年生が対象の「佐渡kids生きもの調査隊」はトキとお米の関係を勉強しているが、小学生だけではなく高校生とも何か取り組みたいということから、農業に関することを学んでいる新潟県立佐渡総合高校の生徒とも連携している。これから大切なのは、小学生や高校生など若い世代に世界農業遺産について教育をすることである。



佐渡市役所にて



西牧孝行様

調査を終えて

私は生まれも育ちも京都府で、便利な街に住んでいる。京都府でももちろん農家の方はいるが、私の周りに農家はいない。そのせいか、佐渡について調査するまで農業が抱える問題について、あまりピンときていなかった。テレビでは農業の問題について取り上げている番組を見かけるが、「日本の大きな課題のひとつ」という認識しか生まれなかった。

しかし、実際に市役所でお話を聴くと非常にリアルな問題が見えてきた。農業の担い手の不足や高齢化率の増加はやはりどこの地域も抱えているものだったが、トキの保護や世界農業遺産の認知度、認証米のストーリー性と生物多様性の理解、佐渡の農業に関する教育、などの問題は佐渡ならではのリアルな問題であった。

このような課題もあるが、とても印象に残ったのはその課題に対する取り組みを積極的に行っていることである。トキの保護のためにえさ場となる田んぼを整備し、かつ、台風の影響で売れ残っていたお米を売るために「朱鷺と暮らす郷」認証米制度を立ち上げ、結果として売

れ残ったお米はなくなり、お店は佐渡のお米を新潟県産コシヒカリではなく佐渡産コシヒカリとして売ってくれるようになるなど、佐渡のお米のイメージアップにつながった。一時は絶滅したトキも今では野生復帰に成功しており、人が住んでいる場所でもトキの姿を見ることができる。行政や農家の方のこの努力が、佐渡市民の生物多様性の認知度の高さだったり、孫ターンやIターンの若者が増えていたり、地域おこし協力隊の定着率が高いなどの成果にもつながっているといえる。

今の日本の農業は課題も多く、暗い部分もあるかもしれないが、佐渡の農業には希望があるように思う。佐渡の農業のモデルを全国にも発信して、皆が日本の農業の魅力やお米の魅力に気づくことが大切だと思った。私自身もいずれ日本を支えていく若者の一人として、日本の農業について考えなければいけない。

Ⅱ　新潟県佐渡地域振興調査　―「質問状」「回答（編集）」―

［日　時］2017年３月１日13時30分～

［ヒアリング先］新潟県佐渡振興局　企画振興部　地域振興課長　片桐　淳様
同　農林水産振興部　農地整備課長　秋山　隆様
同　農林水産振興部　農村整備課長　松尾　勝則様
同　農林水産振興部　農村計画課主査　金子　均様

［文　責］山本英樹（龍谷大学法学部２回生）

１　新潟県について

⑴　新潟県における佐渡地域の位置づけや課題についてお聞かせください。

（回答）

①　佐渡地域の位置づけ

新潟県の観光やそのイメージにおいて、佐渡島は非常に重要な役割を果たしている。例えば、相川金山を代表とする佐渡の金山銀山、それに関する製錬所跡などの史跡や岩首昇竜棚田などの景勝地が挙げられる。また、トキの野生復帰や日本初の世界農業遺産認定など自然環境への対策に関して、先進的な取り組みが行われている。

②　課題

まず、佐渡の人口においては人口の減少数と減少率がともに拡大していることから、人を外からいかに引き込むのかということや内から外への流出を防ぐのかということが課題である。人口減少、特に若年層の流出によって、佐渡の基幹産業である一次産業だけでなく、他の産業の停滞が課題となっている。さらに、一次産業における担い手不足も課題である。

佐渡は本土から離れた離島であることから以前は、フェリーとともに飛行機の定期便も離着陸していたが、平成26年４月から運休しており、不便である。フェリーも利用者の減少やフェリーの老朽化によりフェリーの経営も厳しくなりつつある。

観光においては、商品の購入や団体旅行からグリーンツーリズム、エコツーリズムなどの体験型の旅行や個人旅行に変化してきている。多様化しているため、柔軟に対応することが求められている。また、佐渡は金山銀山やトキ、鬼太鼓などをはじめとする観光資源が豊富である

が、一方で交通面や冬の時期の観光客の減少が課題であることから、年間を通じた質の高い集客プランの策定などが求められている。これによって、課題の一つである観光におけるリピーターの数を増やしていくということにつながる。

⑵ 佐渡地域振興局は佐渡の振興を行うにあたってどのようなことに重点を置いているのですか。
（回答）

佐渡での取り組みを行っていくうえでの予算は大きく分けて２つである。１つ目は本庁各部の方針により割り振られているものと２つ目は、佐渡の地域振興のために地域佐渡振興局の内部において横断的に執行できるものとに分けられる。その中でも地域振興関係予算が地域振興のために活用されている。地域振興関係予算は平成26年度から平成28年度に策定されたもので、「住んでみたい佐渡、行ってみたい佐渡」を基本理念としており、２つの重点テーマと７つの施策の展開を柱とした取り組みが行われている。

そこで、２つの重点テーマを目的ごとに分けると１つは、佐渡の有する魅力をより高めることを目的としているものである。ここでは、産業間の連携や各地域産業の活性化、その他、今ある観光資源に加えて、新たな観光資源を開発し、活用していくことなどである。具体的な取り組みとしては、新たな「佐渡の食」活用推進事業の一環として新たな農作物の活用や既存の農作物の新たな活用の提案などにより、地産地消とともに農業、水産業、観光を結び付け、地域振興を図っている。

もう１つは、佐渡の魅力を観光として佐渡の外に発信していくことを目的としているものである。これは、高めてきた佐渡の魅力を前提とした上で、本土や他県の観光客に発信していくことである。いくら魅力があっても、そのことを観光客が知らなければ、地域振興や観光客の増加などにはつながらないと考えられることから魅力向上に加えて、情報発信や観光のための準備も非常に重要である。具体的には、近年、観光客が増加している宿根木地区での観光プランの創設を目的として県道の整備等が行われている。

このことから、佐渡の地域振興には観光とともに地域の活性化や情報発信が重点として想定されている。

２　世界農業遺産について

⑶ 世界農業遺産認定の過程における北陸農政局や佐渡市との三者間の連携に関して、新潟県の役割や配慮された点についてお聞かせ下さい。
（回答）

新潟県としては、佐渡地域の世界農業遺産の申請、認定に関して国と佐渡市のパイプ役として携わった。他の世界農業遺産認定地域とは異なり、認定地域が佐渡市のみであることから、佐渡市が中心となって申請し、新潟県佐渡地域振興局としてはサポートやパイプ役として世界農業遺産の申請、認定に関わった。

また、世界農業遺産の申請・認定前に行われた朱鷺と暮らす認証米制度の設置に関して新潟県が認証米制度の設置の前段階として効果を確かめるために実証実験を行った。この実証実験による効果がある程度見込めるという結果が出たことなどから、佐渡市に制度の設置を推進した。これによって佐渡市で認証米制度が設置されるに至ったという背景がある。

⑷　新潟県として棚田の活用や保全についてどのような取り組みを行ってこられたのですか。
（回答）

担い手の確保などによって積極的に行いたいという人がいれば、支援を行っている。以前までは、地域組織がしっかりしており、複数で水路や棚田の整備が行われていたが、現在ではやはりでは厳しい。要因としては、農業従事者の減少や高齢化に加えて、棚田は中山間地域などの急な斜面に設けれられており、整備に手間がかかることから整備が行われていなかったりするということがある。また、ハード面の整備に関しては、補助金などを通じて支援することができるが、ソフト面における支援はなかなかできないというのが現状であり、何もしなければ、耕作放棄地が増加してしまい景観としても良くない。

そこで、新潟県全土を対象として、ボランティアによる棚田の保全を行っていくために新潟県の農地部の職員が中心となって、ECHIGO棚田サポーターというものが平成11年３月に設けられた。佐渡地域においては、小倉地区と岩根沢地区で用水路の掃除や草刈りなどの手伝いが行われている。特に小倉地区においては、小倉千枚田があり、棚田オーナー制度も設けられているため、オーナーになった人などが農業体験として稲の植え付けを行っているが、オーナーの人たちの大半が佐渡島以外の本土の人々であることから、頻繁に来ることができない。そこで、地元の人々で構成されたボランティア集団であるECHIGO棚田サポーターが足りない部分の草刈りやその他の整備を手伝っている。サポーターになっているのは、地元の人々が半数であり、県の職員も多く含まれている。さらに、地元の企業もサポーターとして多く含まれているという特徴がある。



佐渡市　岩首昇竜棚田

⑸　新潟県としてトキの保護活動についてどのような取り組みを行ってこられたのですか。
（回答）

新潟県佐渡地域振興局が行っている事業として主に３つである。

まず、１つ目は地域振興部が部の予算を用いて行っている国府川等統合河川環境整備事業である。これは、トキの野生復帰に向けた一環として、河川を整備することで、多くの生物が生息する河川環境の保全、再生、創出を目的として行われているものである。平成29年度からは新たに地域振興関係予算を用いて、現在設置されている江の稼働状況などの調査が行われる予定である。

２つ目は、農林水産振興部の中でも林業部門が取り組んでいる森林害虫駆除事業である。これは、トキの餌場などは整備されつつあるが、一方でトキの巣となりうる松が松くい虫などの害虫被害によって、減少していることからトキの生息環境である松を保護していくことによってトキの定着に関わっていくというものである。餌場などの棚田は注目されているが、巣となる森林、特に松などの保護がなされていないため重要である。

３つ目は同じく農林水産振興部の農地部門が行っている生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業である。ここでは、トキの保護の一環として、新穂正明寺地区の田の水源である清

水平ため池の改修に加えて、餌となりうるドジョウなどの生物の生息環境を向上していくことで、多様な生物が生息する地域作りを目標として行われている。

佐渡地域振興局以外の部局が行っている事業として、さらに２つある。１つ目は、環境企画課の行っている佐渡トキ保護センターである。これは、トキの飼育や繁殖、野生復帰の推進によって、トキの保護増殖を行っているものである。２つ目は、トキをプロデュース・野生復帰推進事業である。これは、直接的なトキの生息環境に関わっていくという取り組みというよりは、トキの取り組みを全国に発信することで、新潟県の環境イメージを高めるとともに、県民の理解や満足度の向上を図るために行われている。

これらの取り組みを県として行うことでトキの保護に取り組んでいる。

⑹ 世界農業遺産と新潟県の観光政策はどのような関係にあるのですか。

（回答）

世界農業遺産という名前を直接活用していくというよりは、世界農業遺産の取り組みによる環境状況の向上による効果であるトキの野生復帰や棚田を観光資源として活用している。トキは、佐渡の金山銀山等の観光資源と比べても非常に高い魅力や認知度があり、トキの森公園も観光施設として重要である。また、棚田においても景観という面で非常に効果があり、佐渡のイメージ向上等にも用いられてきている。小倉地域の小倉千枚田では、棚田オーナー制度が導入されていることから、オーナーとなった人々が農作業体験等を通じた交流人口の増加につながっている。最盛期の佐渡の観光者数が120万人だったが、現在では、最盛期の半分以下である50万に程度にまで減少していることから観光への転用が重要となってきている。

⑺ 新潟県として今後、佐渡地域をより一層発展させるために、世界農業遺産をどのように活用していくのですか。

（回答）

まずは、世界農業遺産の派生としてトキや棚田を観光資源として活用していく。トキに関して、現在野生のトキを見ることができる観察施設の建設という計画を推進しており、今後この施設も観光資源として活用していく。

次に、世界農業遺産を用いて、佐渡の食材のイメージアップや情報発信を行っている。特にここでは、世界農業遺産に認定された日本の地域間で連携していくために設置された世界農業遺産広域連携推進会議でPR事業が行われている。各認定地域がイベントを企画して、意欲がある地域が参加していくというイベントを企画している。今年度は、平成29年２月21日に料理家や料理ブログを書いているブロガーなどを対象として世界農業遺産や各地域の特産物を紹介し、これを用いた料理を試食してもらうというイベントを開催した。以前までは、販売やパネルでの展示が多かったが、今回は料理家などに料理を試食してもらうことで、品質の良さを知ってもらい今後利用してもらったり、そのことをブログなどで掲載してもらうことで、共感を広げ、世界農業遺産の理念を発信してもらったりすることが目的とされている。ここでは、使用された食材の紹介を行った上で、実際に食べてもらい、交流を深めることでより効果が高まった。

その他に、世界農業遺産の認定から５年が経過することを起点として今後の世界農業遺産の展望や取り組みを推進していくために佐渡市世界農業遺産推進会議の設置が企画されている。

ここで、世界農業遺産の活用を推進するために、アクションプランを策定するとともに、世界農業遺産の価値や認知度を高めていき、佐渡の地域振興を図ることを目的としている。現在設立中であるが、佐渡市が中心となって、佐渡地域振興局やJAとも連携しながら、活動していくことが予定されている。

また、世界農業遺産、申請中の世界遺産とジオパークの三大資産を佐渡のストーリー関連付けながら活用していく。ストーリーとしては、佐渡の金山が発見されたことでゴールドラッシュが到来し、狭い島に人口が流入してきたため、食糧不足が生じてきた。そこで、食糧を確保するために急な斜面を切り開いて、棚田を設置した。しかし、棚田は斜面に設置されており、水の確保が困難であったので、金山の開発のために使われていた揚水技術である水上輪が転用されたという経緯がある。そこにトキや他の生物が生息したことで、里山を中心とした独自の環境が作り出されてきた。これらを保護するために世界農業遺産や世界遺産、ジオパークとして認定されてきた。これが佐渡のストーリーであり、振興等のために活用していく。

⑻　観光と環境の両立を図かっていくことに関して、どのようにお考えでしょうか。

（回答）

佐渡市内では環境への配慮や観光のルール作りのために電動自転車の配置や巡回バスの運行が企画されている。

トキの保護に関して、今後トキの生息数の増加に伴って、佐渡島から本土へ移動していくことが頻繁になると考えられる。ここで、佐渡の人々は比較的本土の人々に比べて野生のトキを見慣れていたり、関わり合いについて理解していたりするが、一方で本土の人々にとって、まだトキは珍しい存在であることから不用意に近づいていったり、写真を撮ったりということを行っている。それによって、トキがストレスを感じて、なかなか餌を食べれなかったりすることで、死んでしまったり、衰弱していったりというような影響が出てきてしまうことが課題である。そこで、新潟県としては自然保護官の方とも連携して、ホームページでトキのかかわり方に関する情報を発信していくことで、理解を求めていく。　　このことに関連して、トキの保護と観光への活用を図っていくうえで、野生のトキが比較的高い確率で見れるような観察施設の建設を企画している。これによって、トキにストレスをかけないようにしつつ、観光資源としても活用していく。ただし、この折り合いが課題であるといえることから、今後取り組みを進めていく。



佐渡地域振興局農地庁舎でのヒアリング



左から金子　均様、松尾勝則様、秋山　隆様

調査を終えて

日本全国で、農業従事者の減少や高齢化という課題が生じてきていたり、地域振興や観光の推進という課題も生じていたりしており、新潟県においても例外ではない。特に、新潟県の重要な観光地である佐渡の棚田は特に深刻である。棚田は急な斜面に設けられていることから高齢の農家の人にとって、棚田の手入れは重労働であることから、平地の水田よりも棚田の休耕地や耕作放棄地の増加が進んでいる。そこで、全国で行われている棚田オーナー制度が佐渡の小倉千枚田で実施されている。さらに、新潟県は棚田オーナー制度やハード面の支援では補えないソフト面の支援をECHIGO棚田サポーターというボランティア組織を設立することで、棚田の整備を行っている。

新潟県の観光において、相川金山やトキ等の佐渡の観光資源が特に重要であると感じた。さらに、トキを保護するために県として江などの設置に加えて、トキの巣となる松の森林の整備、餌の生息地となる河川の整備なども行われている。しかし、県としてはトキの保護を図るとともに、観光面におけるトキの活用が期待されているという印象を受けた。将来的には、野生のトキを見れる観察施設を設置され、観光資源の１つとして重要な役割を果たすと考えられる。しかし、人とトキのかかわり方や適切な距離感を見つけることがトキの観光への活用を推進していく上では重要であると感じられた。

今後、新潟県では、棚田オーナー制度とECHIGO棚田サポーターのようなボランティア組織との連携が推進されるとともに、トキの保護と観光への活用をうまく両立していくことが期待される。また、新潟県の佐渡島や日本全国での地域振興や観光の促進のためには、個別的な対策ではなく、農業や観光などの様々な産業間の連携や連動した取り組みが実施されていくことが望まれる。

Ⅲ　環境省　佐渡自然保護官事務所　―「質問状」「回答（編集）」―

[日　時] 2017年３月１日13時30分～

[ヒアリング先] 環境省　佐渡自然保護官事務所・広野行男様

[文　責] 安達弘暉（龍谷大学法学部二回生）

⑴　佐渡地域における環境保全や生物多様性保全などの取り組みにおいて自然保護官事務所はどのような役割を担っているのでしょうか。

（回答）

トキの野生復帰事業は国の施策の一つとして進めている事業である。現在は絶滅に瀕している動植物を指定し、絶滅から守る種の保存法に基づき、トキの保護増殖事業計画が立てられている。他の例として、沖縄のヤンバルクイナやライチョウ、北海道のシマフクロウなどが挙げられる。このように、佐渡自然保護官事務所ではトキの飼育はもちろんのこと、野生のトキの現状も把握し、モニタリングを行っている。

トキは一度、日本の自然界からは野生で絶滅している。後の1981年、最後に残った５羽が佐渡で捕獲をされ、自然界からはいなくなった。そこで、人口の飼育下で増殖をし、トキを守る保護事業が始められた。

⑵　トキの保護や自然環境の整備に関して県や市とどのように連携をとっておられるのでしょうか。
（回答）
　現場の事務所として、佐渡自然保護官事務所が置かれているが、環境省職員としては５名ほどおり、飼育下のトキを担当される新潟県の職員の方と一緒に活動している。
　上部組織としては、埼玉に関東地方環境事務所がある。このような上部の部署と常にやり取りをしながら現場の状況を伝え、連携をとっている。

⑶　自然保護官事務所において、佐渡の生物多様性保全のためにどのような取り組みを行われていますか。具体的にお聞かせください。
（回答）
　江の設置が行われたことにより、トキが江を使うという現状が存在する。
　トキはサギなどと比べると非常に足が短い。また、くちばしが長く、くちばしの先まで神経が通っており、目に見えない餌を探しあてて食べるという特徴を持つため、湿地が深すぎる、また浅すぎてもいけないため、水田のような環境がよいと考えられている。

⑷　トキの復活から繁殖、放鳥に至るまでどのような取り組みが行われてきましたか。具体的にお聞かせください。
（回答）
　1981年に最後の５羽を捕獲してから、飼育下での繁殖の試みが続けられてきたが、なかなか成功に繋がらなかった。そこで、今の野生復帰の出発点となっているのが、1999年に中国から２羽のトキが贈呈されたことである。そこで初めて日本国内で人工繁殖が成功した。これをきっかけに飼育下での繁殖が軌道に乗った。
　2003年頃にトキの数が徐々に増えていく中で、放鳥するという計画が出てきた。そこで、2003年に60羽のトキを定着させようという環境再生ビジョンが策定された。
　野生復帰事業は３つの柱で構成されており、第一に飼育下のトキを放鳥すること、第二にトキが生きていける餌場などの環境を整備すること、第三にトキが野生復帰したことを支える地域づくりである。
　トキの野生復帰を行うにあたり、市民の方にご意見を聞き、ご協力や支えの下進められた。このような事業がすすめられた結果、2003年の最初の目標であった2015年頃の60羽の定着は達成した。また、2020年の新たな目標に向け、さらなる活動が進められている。
　トキを放鳥する際、一羽一羽のトキに足環というリングを足に装着させ、また可能な限りヒナにも足環をつけ、識別を可能にしている。そうすることにより、島内にトキが何羽存在するのかということを把握している。
　また、飼育下のトキは物音に怯え、ケージの中で飛び回ったりするなど非常に臆病な性格であるため、慎重な保護が必要である。しかし、佐渡では多少車が近づいてもトキはあまり怯えず餌をとっている場面がみられるということから、トキが佐渡の環境に適応してきている光景も見ることができる。

⑸　今後の佐渡島における環境保全の展望についてお聞かせください。

（回答）

野生復帰というものは、トキをただ放鳥し自然の中にトキを取り戻せばよいというものではない。トキが再び絶滅しないためには、環境を持続的に確保することが重要である。それは、農地がどのように変わっていくのか、高齢化や地域産業などの問題と関連するものである。

過去に人間がトキの狩猟を行ったという点においても、トキと人間の共存というものは切っても切り離せない問題である。地域社会というものは、佐渡自然保護官事務所の事業だけで実現できるものではなく、地域全体の理解や支援といったものがあって初めて成り立っていくものである。

当面、2020年までには放鳥を継続する方針である。それは、野生のトキの繁殖率がまだ不安定であり、再絶滅する可能性があるためである。

このように佐渡の野生のトキが生息している環境をより多くの人々に知ってもらい、実感してもらえるような環境を作っていくという考えである。

トキが本州に渡ったとき、どのような環境が必要であるのかということを、佐渡をモデルとして発信していかなければならない。石川では2016年11月にトキの一般公開が始まっており、本州側とのトキをシンボルとした交流が行われている。このような交流を進めるとともに、観光という面においても佐渡のトキを知ってもらうことが重要になってくる。

調査を終えて

トキは一度、日本の自然界からは野生として絶滅している。直接的な原因があると言うことはできないが、人々による狩猟が一つの原因と考えられている。そこで、もう一度トキを野生復帰させるために佐渡自然保護官事務所では、トキの飼育やモニタリング、足環による野生のトキの現状把握などの先進的な取り組みが行われてきた。トキの保護事業を行うにあたり、地域の方々のご理解があったということを学び、トキの野生復帰には人々とトキの関係性が重要であるということを痛感した。

トキは多くの人が近寄るとストレスを感じるなど臆病な性格であること、また今後トキが本土に渡る可能性があるということで、本土の人々がどのようにトキと接するべきであるのかということを、佐渡をモデルとして発信し、知ってもらうことが重要である。トキのことをより多くの人々に知ってもらうために観光という面においても県や市と連携し、さらなる発展を期待したい。



左から環境省　広野行男様、新潟県庁　片桐　淳様

四　新潟市各市町の　地域振興、「日本遺産」調査

Ⅰ　長岡市馬高縄文館　新潟県日本遺産調査―「質問状・回答」―

［日　時］　2017年２月28日13時30分～
［ヒアリング先］　長岡市教育委員会　長岡市立科学博物館(兼)馬高縄文館　館長　小熊博史様
［文　責］　吹野僚平（龍谷大学法学部２回生）

１　長岡市立科学博物館について

⑴　長岡市立科学博物館の来館者数や年齢層、そして市民の方々の反応についてお聞かせください。
（回答）
　科学博物館の入館者数については、平成24年や25年は約3000から4000人前後と比較的多いほうではなかった。しかし平成25年に科学博物館が元々は市役所の本庁舎であった場所に移転し、リニューアルオープンした結果、平成26年の来館者数は約35000人にまで増加した。これには新しくなったことによって入りやすくなったことや年数回の定期健診が関係しているとのことであった。
　年齢層についてはとっていなかったが、主に高齢者や小学生が多いようである。

⑵　これからも年齢層についてのデータを取るつもりはないのでしょうか。
（回答）
　博物館において、年齢層をとるということは困難であるために、企画展や特別展の開催時はアンケートでとることはあるが、常時とることはこれからも予定はしていない。

２　長岡市馬高縄文館について

⑴　長岡市馬高縄文館の設立経緯についてお聞かせください。
（回答）
　設立経緯について、昭和54年に馬高・三十稲場遺跡が史跡として指定されたことをきっかけとして指定地を公有化した後、それを整備し、その特色を紹介、そしてその利活用のために馬高縄文館が設立された。
　県立歴史博物館との関係においては調査・研究・展示に関わる連携はもちろんのこと、チケットの割引連携などを行っている。

⑵　国から補助金が出たということであるが、県からの補助金は出なかったのでしょうか。
（回答）
　県との関係においては、馬高縄文館が整備をする前は補助金が出ていたが、その後は財政的な面から開発に伴う発掘調査費は出ているものの、整備費は一切出されていないようであった。

⑶　馬高縄文館の運営費について、県からの補助金は出ていますか。
（回答）
　最初建設をする際には補助金は出るが、その後の管理費や整備費については出ていない。（事業の一部には国の補助金を活用している。）

３　縄文文化について

⑴　縄文文化の魅力についてお聞かせください。

（回答）

主に日本文化や暮らしの基礎となっていることや、世界的に見ても土器の口の部分に立体的な装飾を施しているものは縄文土器だけであり、現代とは違う感性をもっていることが挙げられた。

⑵　馬高・三十稲場遺跡の保存において苦労した点や今後課題となる点があればお聞かせください。また遺跡の活用についてもお考えでしたら、お聞かせください。

（回答）

遺跡が指定を受けてから、その土地の買収やその周辺の土地の買収に非常に苦労したとのことであった。また馬高・三十稲場遺跡では、その前に国道８号線市道ができたこともあり、持ち主はさらに所有権の移転を拒むケースもあったが、そこは県との協力により、なんとか了解をもらい公有化することができた。

また活用の面においては、観光振興を図るためには遺跡をいかに目に見える形で整備するかが今後の課題であるとされた。

４　地域振興について

⑴　平成26年度の４月１日から11月30日にかけて、長岡市の歴史や文化に触れる企画として、「歴史博物館めぐり」という市内の博物館、記念館、美術館を巡るスタンプラリーを開催していますが、これについてどのような目的があったのか、またどのような効果が得られたのかについてお聞かせください。

（回答）

歴史博物館巡りについては長岡観光コンベンション協会が行っており、平成26年度より、博物館が新たに複数追加され、馬高縄文館もここで追加された。この事業の特典としては主に入館料割引、「まちなか観光プラザ」でのお買い物割引、特産品プレゼントである地酒や味噌の進呈等を行っている。馬高縄文館の参加者を比較すると、日本遺産に認定されたことに関わらず、平成26年度は約7000人、平成27年度は約6000人、平成28年度は約6500人というように一定数を保っているようである。

５　世界的な情報発信と観光との関係について

⑴　縄文文化の発信において、観光振興やその課題、将来の展望などをお考えでしたら、お聞かせください。

（回答）

全国的な情報発信については、主に長岡総合計画・長岡リジュネベーションに基づいて行っている。長岡市の歴史、文化、自然、特産品等の魅力を国内外に情報発信することによって、長岡市の認知度の拡大やグリーン・ツーリズムの強化による交流人口含め人口の増加を図ることを目的としている。

将来の展望としては、観光地として発展した後も、それを継続していけるようにすることが最も大事であり、考えるべき課題であるとされた。

このような長岡市の施策は政策企画課が担当しているが、PR関係については新しくシティープロモーション課という課を創設し、役割を分担しているということが分かった。

６　日本遺産について

⑴　日本遺産認定に向けての取り組みにあたって、それまでの信濃川火焔街道連携協議会加盟市町村としての取り組みや活動に変化はありましたか。

（回答）

日本遺産認定による効果としては、広報活動などPRの効果が出ているようである。また協議会が元から存在したことにより、新たに協議会を設立しなくてもよかったという点やその調整の面は、信濃川火焔街道連携協議会の強みであるということが挙げられた。

⑵「なんだ、これは！信濃川流域の火焔型土器と雪国の文化」の認定ストーリーについて、特に魅力が現れている部分、また作成に当たって苦労した点についてお聞かせください。

（回答）

ストーリー作成にあたって、まず火焔土器をメインとした直球型と、ものづくりをベースに観光の視点も踏まえたものと、その中間型の３つで迷ったということであった。しかしこの協議会において一番伝えたいことを考えたときに、やはり火焔土器と縄文文化が思い浮かんだため、結果的に元々の協議会の趣旨に沿う形となった。

苦労した点で言うと、ストーリーを最終的に絞っていく過程という点が挙げられた。またそのように絞ることによって地域の特色が現れやすいというような意見も挙げられた。

⑶「なんだ、これは！信濃川流域の火焔型土器と雪国の文化」が平成28年度の日本遺産に認定される前とされた後で、長岡市としてはどのような変化・効果があったのか、具体的にお聞かせください。

（回答）

日本遺産に認定されたことにより、地域住民の再認識に繋がったこともある。日本遺産の認定に対しての地域住民の認知については、平成28年が火焔土器発見から80周年であったことや、大英博物館での展示等が重なったことによって、より高められたということもあった。また上記でも述べたが、PR活動や広報活動も認定後は、国の補助もあって充実してきているとのことであった。

日本遺産の制度自体については、最近できたこともあって認知度は低い。またPR方法については、今推進している「日本遺産情報発信アプリ」サービス等が主に挙げられた。

調査を終えて

長岡市馬高縄文館では、主に遺跡の所有権の取得をはじめとして、整備・保存・活用がどれだけ困難かということを聞くことができた。また『「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焔土器と雪国の文化』が日本遺産に認定されてから、地域の魅力の再認識についての効果はあったが、地域活性にまでは至らないようであった。

これからの課題としては、第一に遺跡をいかに目に見えるように活用していくか、第二に地域の魅力の再認識を拡大し、地域活性に繋げる。主にこの二点であると考える。

そのため協議会の中でも、遺跡の整備や協議会の今後の方針において先進的な長岡市のこれからの取り組みに大いに期待している。



長岡馬高縄文館におけるヒアリングの様子（左）



縄文時代の復元住居を案内していただいた様子（右）

Ⅱ　十日町市博物館　新潟県日本遺産調査―「質問状・回答」―

［日　時］　2017年３月１日９時30分～
［ヒアリング先］十日町市教育委員会事務局　文化スポーツ部文化財課
　　参事・課長補佐　石原正敏様
［文　責］　今西　徹（龍谷大学法学部２回生）

１　十日町市博物館について

⑴　十日町市博物館の年間来館者数や年齢層についてお聞かせください。

（回答）

平成28年の年間来館者数は平均２万人、一番多かった時は、平成11年の国宝に指定された時で３万3000人であった。

年齢層については比較的高齢の方が多い。子どもについては小学生が多く、今後の課題としてはいかに中学生や高校生を呼び寄せるかである。

外国人は年間100人ぐらい来ていて、雪まつりで来ることの方が多い。外国人に対応するために英語訳での説明文を作ることも課題である。

２　縄文文化について

⑴　縄文文化の魅力や価値についてお聞かせください。

（回答）

縄文文化は日本文化の源流であり、現代の生活様式の原点である。縄文時代に四季を感じるなどの生活様式ができているといえる。つまり、現代の生活リズム・様式は縄文時代に形作られているということであり、そこに魅力や価値がある。

⑵　笹山遺跡をとりまく活動によって、どのような効果と課題がありましたか。また、今後の活用の展開についてお聞かせください。

（回答）

効果については笹山遺跡のファン層の拡大ができた。課題としては、当初考えていたよりも人と物の交流拡大ができていないことである。今後の展開は、ブランド力の強化である。

笹山じょうもん市は、行政が協力して地元の人が中心となって開催されているお祭りである。このお祭りで日本遺産に認定されたこともさらにアピールしていく予定である。開催期間は１日である。雪まつりの開催期間は３日間で、実行委員会方式で開催されていてたくさんの小さな広場でそれぞれ楽しむことができる。

３　地域振興について

⑴　火焔街道博学連携プロジェクトでどのような効果が今までにありましたか。また、今後の課題があればお聞かせください。

（回答）

14年間続けてきたことで次世代への継承に効果がでている。例えば、子どもたちが誇りを持ってくれる。自分たちの生活の原点が縄文時代に形作られていると感じてもらえている。

課題は地域づくりの推進である。高校を卒業して他地域に出て行ってしまう人が多く、地域づくりになかなか結びついていかない。

４　縄文文化の情報発信について

⑴　国内外への縄文文化の情報発信によって、どのような効果を期待されているのか、お聞かせください。

（回答）

日本文化をどのようにアピールするのかが課題であり、情報発信することで地域振興や広域観光の推進を期待している。また、国外への発信があまりできていない。国宝・火焔型土器のレプリカがブラジル・リオの文化複合施設に寄贈され、展示される運びとなったが、ヨーロッパやアメリカへの発信の手段がないことが課題でもある。

５　日本遺産について

⑴　日本遺産認定に向けての取り組みにあたって、それまでの信濃川火焔街道連携協議会加盟市町村としての取り組みや活動に変化はありましたか。

（回答）

協議会としての今までの積み重ねはあるが、日本遺産に認定されてから加盟市町村のお互いの結びつきが強くなった。日本遺産認定によって、魚沼市の加入につながったことが大きな変化である。今後、小千谷市なども加入する可能性があり、さらに結びつきが強くなることが期待される。

日本遺産認定を受けて、市町村の取り組みに対して新潟県が動き、「越後妻有歴史文化活用シンポジウム」が開催された。また、文化庁に日本遺産を申請する際には県を通さなければならなかったことから、県が全く関与していないわけではない。

シリアル型の利点は、苦手分野を協議会で連携して相互補完できることである。平成29年度の協議会としての方針は、モニュメントを増やしていくことである。

⑵　十日町市は日本遺産の認定ストーリーに新しく追加しようと思っておられる文化財はありま

か。また日本遺産認定によって文化財の活用にどのような影響がありましたか。

（回答）

構成文化財については追加する予定はない。認定ストーリーについては、火焔型土器を中心としているが、その背後にある雪国の文化が重要な点である。

影響についてはアプリや多言語でPRするといった、新しい手法による情報発信ができるようになることである。

⑶ 『「なんだ、コレは！」信濃川流域の火焔型土器と雪国の文化』が日本遺産に認定されたことにより、十日町市にどのような変化がありましたか。

（回答）

十日町市の認知度が少しは向上した。十日町市がどこにあるかが分かってもらえるようになった。また、人と物の交流が少しは増えた。例えば、モニターツアーや海外メディアツアー、英語圏の人々の来訪が増え始めている。

調査を終えて

日本遺産制度の認知度はまだまだ十分ではないと考えられるが、日本遺産認定によって協議会の取り組みや活動に変化が現れていることに感心した。今後は日本遺産認定をもっとアピールしていくことが期待される。

日本文化の源流であり、現代の生活様式の原点である縄文文化を情報発信することで、地域振興や広域観光の推進につながると考えられるが、国外へ情報発信することが大変困難であると感じた。今後は、魅力ある縄文文化が日本から世界へ発信され、広まっていくことを期待したい。




十日町市博物館でのヒアリングの様子

Ⅲ　農と縄文の体験実習館「なじょもん」新潟県日本遺産調査ー「質問状・回答」

［日　時］2017年３月１日13時30分～

［ヒアリング先］津南町教育委員会文化財班主幹学芸員　苗場山麓ジオパーク推進室長
佐藤雅一様

［文　責］井上優大（龍谷大学　法学部２回生）

⑴　火焔街道連携協議会の構成について

（回答）

①　設立当初は長岡・十日町・津南町・中里村の二市一町一村で運営し、合併していくのは中里村だけであった。この合併については、パラルの関係であったため、問題は起こらなかった。

元々協議会が出発したときは、初期は総務課が統括し、その下に学芸員のグループと観光グループがあった。しかしその後知らず知らずのうちに総務課が消え、学芸員が元々の仕事をしつつ、統括もし、そのわきに観光グループがいるというような形となっている。（現在の協議会の構成）

②　協議会の方針

これまで２本の柱を軸に活動してきた。１つ目に博学連携というプロジェクトがある。

これは博物館の学芸員と学校が連携し、縄文学を子供達に伝えるというようなものである。各学芸員によってニュアンスは少し異なるが、佐藤様のご意見としては、子どもたちに考古学を教えるのではなく、それを入り口として「人間と自然との共生」というテーマについて感がることや「五感を通して体験することによる価値観の形成」が重要であると考えている。体験としては鮭の放流などをしている。

２つ目に、観光として縄文文化を中心としたものを何かできないかという２本柱で活動してきた。

最近の活動では縄文学検定や東京オリンピック・パラリンピックの活用がある。背景に、火焔土器の新たな活用として、ただ飾るだけではなく、自然と人間が一万年間も存続したということを伝え、それを今発信することが重要ではないのかという意見があった。

⑵　農と縄文の体験実習館「なじょもん」について

「なじょもん」の来館者数や年齢層、地域住民からの反応のついてお聞かせください。

（回答）

来館者数については、津南町は人口１万人の町であるから、入館者数だけで議論はできないが、ピークは17000人ほど入る。しかし平均的には１万人が実態であるが、基本はその都市の人口と入館者の関係を見ていくべきである。

博物館法により、なじょもんは建設当時入館は無料であった。しかしその後議会で入場料を取ることが決定し、500円の入館料を取ることとなった。それに不満を持った佐藤様は入場券を買えば、それが館内で使える300円分の金券になるというシステムを導入し、これによって売り上げも上昇した。

無料であった当時は子どもたちが出入りしていたにもかかわらず、お金を取るようになってから子供たちは来なくなってしまった。そのため町長に抗議した結果、今では無料となっている。

⑶　津南町の特徴と課題について

（回答）

九州国立博物館に展示されているのも津南町の縄文土器である。

津南町の雪は暖かく、同じ雪下でも、地域によって作物や山菜に味の違いが出たりしている。

津南町の山菜はえぐみや苦みが少く、特産品である雪下にんじんは糖度が高い。また、平成の大合併の際、住民投票を行い、十日町市と合併しなかった。このことはよかったと考えている。平成の大合併は対等合併でなかったところが多く、失敗であったという声も出ている。

津南町としての課題は空き家問題と人口減少、そして財政である。田んぼは手入れを怠ると、再び使える状態に戻すのにとてつもない労力を用いるので津南町の空き家問題には、その家の田んぼをどうするのかという課題もある。

⑷ 日本遺産について

（回答）

日本遺産認定を目指されたきっかけは長岡市の市長の招集であった。大きなポイントは100％の補助金で構成文化財を中心とした整備ができる。これについて地方は財源がないことから参加することとなった。

現在、国は平成30年以降どのような体制でどのような目的でこの事業を持続するのかということについて議論を開始している。

⑸ 観光について

（回答）

これから日本の人口が減少していく中で、日本における観光についてインバウンドに頼らず、日本人間での観光をベースに環境整備とモノづくりを推進していくべきであるとの考えを持っている。

津南町では同じ雪でも暖かい雪である。例えば岩手県の雪の中にある食物は凍ってしまう。そのために津南町の雪を他の雪との区別を図り、発信することは重要である。

津南町では美味な山菜や水を使ったfoodを提供することが望ましい。しかしそれについての若者の需要（肉・魚類）から外れていると考えているために、その点については難点である。観光客誘致のため、津南町の魅力がアピールできる物を活用し、産業化していくことが重要ではないかと考えている。

津南町においても人口増加や観光客誘致に繋がるテーマパーク等の施設を建設することはできるが、その整備は手つかずになってしまうため、やはり日本遺産というものを継続させていかなければならない。津南町はそれに加えてジオパーク等も行っている。

⑹ 次世代の子供たちについて

（回答）

津南町は一年間に50人しか生まれないが、そのうちの一割でも学芸員や都会で出世し、津南町の魅力を発信する等の支援してくれればいい。そのような人材を育成することに努めるべきであり、このようなことを考えなければ、日本の町村は消滅してしまうのではないかと考えており、そのためには協議会の活動の柱の一つである博学連携プロジェクトというのは重要であると考えている。

⑺ 津南町としても次世代の子供たちに自己の町の誇りを持ってもらうことが重要であると考えますか。

（回答）

それはもちろん重要であると考えている。

津南町は４月になると小学校に出向き、コミュニケーションを取った上でなじょもんの存在を伝えている。そして小学校の教員とともに総合学習用のオリジナルのカリキュラムを作成し、そこで津南町の特徴的な文化や魅力について学ぶ機会を作っている。これによって次世代の子ども達に津南町の魅力を伝達していくというような取り組みをしている。

そうでなければ、町単位の村は一歩間違えると消滅してしまうため、このように町を消滅させないために施策を考えていくべきなのである。

またどのように津南町を広告していくかということも考えていかなければならない。その取り組みの例が、現在ファミリーマートでの「津南の水」の販売である。

調査を終えて

津南町にとって本当の地方創生とは次世代を担う子供たちに教育であり、町として、自然と触れ合う教育に力を入れていると考えられる。最近では、お金よりも大切なものに気づいた若者は多く、これからの地域振興を盛り上げてくれる人材となってほしいというご意見もいただいた。

しかし、地方、特に町の財源、人材不足は否めず、これからも大きな課題となるのが現状である。これは火焔街道連携協議会としての課題でもあるが、日本遺産に対する補助金制度が終わってからどう盛りあげていくのか。そして、国としても、この日本遺産制度をどうしたいのか。今回のヒアリングを通しても疑問が残り続けた。



「なじょもん」でのヒアリングの様子

五　新潟県　公害・環境政策の調査

Ⅰ　新潟県庁・新潟水俣病調査―「質問状」「回答（編集）」―

［日　時］　2017年２月28日10：00

［ヒアリング先］　新潟県庁生活衛生課公害保健係　若月里佳様・本間　豊様

［文　責］管野優香（龍谷大学法学部２回生）

⑴　2009年に新潟水俣病地域福祉推進条例を制定されましたが、この条例の制定過程をお教えください。また、制定前までの取り組み等もございましたらお答えください。

（回答）

①　今後の新潟水俣病施策を検討するにあたり、行政だけで検討するのではなく、色々な方面からの意見を取り入れることでより良い施策につなげていこうという方針のもとで法学者・社会学者・水産学者・医学者・マスコミ・福祉関係者の方々を中心に新潟水俣病問題に係る懇談会を設置、2007年２月から１年かけて検証し、今後の在り方などの提言をいただいた。その後、提言をもとに新潟水俣病施策をより積極的に推進するため条例を制定した。

② 条例制定前には、2004年に環境省が発出した「今後の水俣病の在り方について」の通知や、2005年に新潟県知事が発表した「ふるさとの環境づくり宣言」に基づき、新潟県として現状につながる取り組みを行ってきた。

⑵ 条例では教育・啓発活動も内容としてされていますが、新潟県内だけでなく新潟県外の人たちに向けての教育・啓発の活動は何か取り組まれていますか、お聞かせください

（回答）

① H27年度（2015年度）は公式確認からちょうど50年ということもあり様々な事業が行われた。多くのメディアに発信し、環境大臣が出席した50年記念式典や加藤登紀子さんなどを招いて開催したトーク＆ライブの開催などにより、多くの方に新潟水俣病について考えていただく機会を設けた。2015年３月には東京都庁でパネル展を行っている。

② 情報発信事業については、新潟大学、新潟県立大学、医療福祉大学の３大学が今年度事業の対象になっている。大学生から発信することが多くある。年間を通して講義を受けたり、鹿瀬の土地に行ったりと実地・座学を通して、学生自身が学んできたことを年度末に市民や県民にシンポジウムを行うなどにより、主には県内に向けて情報発信を行っている。

③ 環境と人間のふれあい館では、公害資料館ネットワークを結成し、全国の公害資料館同士で連携しながら公害を二度と起こさないための取り組み・全国への発信方法などを共有している。

④ 啓発パンフレットは多国語で作られ、多くの人に触れられるようにしている。

⑶ 条例制定からおよそ８年が経過しておりますが、条例制定前と比較しどのような変化があったか、具体的にお教えください。また認定基準について、具体的にどのような課題があるのかお答えください。

（回答）

① 認定申請数の増加について

認定申請数の増加については（４件→70件（2011年→2015年））、条例は直接的に影響を与えたものではないと考える。しかし条例制定により、福祉の充実、また新潟水俣病に対する理解が深まったことなどにより、患者が手を上げやすい環境になったのではないか。その他、平成27年度の公式確認50年事業により、メディアにも大きく取り上げられ、水俣病についてより知る機会が増えたことも影響したのではないか。

② もやい直しについて

新潟水俣病の発生により水俣病に対する偏見や、訴訟による賠償金目当てなどとの中傷により、人と人との絆が失われた。水俣病の症状は発生初期に見られた劇症型の患者を除きまわりから見てすぐにわかるものではないため理解されにくく、今もなお差別・偏見が残ってしまっている。こういった差別、偏見の解消のため、今後も啓発やもやい直しの取り組みが重要と考える。

③ 相談窓口等の設置による県民からの声

相談窓口には新たに申請したいという方や、手帳（医療手帳。被害者手帳）を持っている方が制度に関する相談のために多くくる。相談窓口の設置により、どこに相談したらいいのかがはっきりしたため、相談しやすい環境になっていると考えられる。

④　条例制定してから見えてきた課題点について

条例に基づく県施策の評価・検討を行っている有識者からなる審議会において、それぞれの施策は概ね達成できていると考えられるが教育・行政・その他関係者との連携ができていないのではないかという指摘があった。今後の課題となってくる。

⑤　公健法による認定と条例による対象者の違い

公健法の認定については、法律に基づき法定受託事務で行っている。新潟大学病院における複数回にわたる様々な医学的検査、曝露状況調査、他疾患の影響の有無など、様々な資料をもとに、医師、弁護士が委員となる審査会において総合的に判断いただいており、結果が出るまでに時間を要している。

条例による対象者は、メチル水銀が蓄積した阿賀野川の川魚を食べていたと認められ、水俣病に見られる一定の症状を有するとの医師の診断書の提出があれば、条例上の新潟水俣病患者として扱われる。細かい資料を求められることはない。

新潟水俣病福祉手当の月額7000円という金額については、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減（病院への交通費等）に充てるものとしている。支給対象者は平成27年度末で2370人にのぼる。

⑥　患者の高齢化に伴って

今後、新潟水俣病患者の高齢化により水俣病対策が先細りにならないような施策を検討していく必要があると認識している。新潟水俣病患者は高齢化しているが、今後行政としてどのように取り組んでいくのか、次の世代へどう教訓を伝えていくのか等、先細りにならない施策を考えていかなければならない。未だに手を挙げられない被害者に対しては、地道に対策を行っていく。

⑦　公健法に基づく未審査の方が2017年１月末現在158名いる。2016年より審査のスピードアップに取り組んでいる。年に二回審査会を開催しで、１回あたり10～15人ほどの審査ため、いま申請を出した人が審査会にかかるまでおおよそ５年ほどの時間がかかる。審査は申請者宅を個別訪問し行う疫学調査のほか、新潟大学病院での６回程度の医学的検査が必要となるため、申請者との検査日程の予定が合わない等の問題もあり、審査終了までに時間がかかっている。この点が大きな課題であると考えられる。

調査を終えて

おおよそ、質問状に沿ってお話を伺うことができた。時に、より細かい話や質問状以外のところの話を聞くことができ、有意義な時間であった。条例を中心に認定方法や、その背景、実際の行政の対応などをより具体的に聞くことができた。公式確認50年が経った今、行政側がどのように新潟水俣病を捉え、施策を行っているのか、患者に対してどう接しているのか、また今抱えている課題なども具体的に知ることができた。実際学生は行政の方々とお話させていただく機会はほとんどないが新潟県庁を訪れ、実際に話をお聞かせいただくという経験は大変貴重であった。


右から、若月里佳様、本間豊様


ヒアリングの様子

Ⅱ　新潟県立環境と人間のふれあい館―新潟水俣病資料館―調査「質問状」「回答（編集）」―

［日時］2017年２月28日14時～
［ヒアリング先］新潟県立環境と人間のふれあい館―新潟水俣病資料館―館長　塚田眞弘様
［文責］中原広貴　（龍谷大学法学部２回生）

１．環境と人間のふれあい館について

⑴　設立経緯と尽力したことについて

新潟県立環境と人間のふれあい館の設立経緯についてお聞かせください。

（回答）

環境と人間のふれあい館新潟水俣病資料館という名称を作る際、新潟水俣病という語句を入れるのに「水俣病」は負の遺産と捉えられていた。それゆえ新潟水俣病資料館の名称使用につき、関係者からの了解が得られなかったことについてその使用について、了解を得ることには腐心したのである。結果的には開館時までには名称使用について了解を得られず、サブネームの使用になったのである。この施設の開館によって、新潟水俣病という公害の本当の姿を住民の方々から理解して頂き、併せて差別偏見の根絶を推し量るものである。


環境と人間のふれあい館　ヒアリング


左から、塚田眞弘様、坂東克彦弁護士

⑵　水環境に関する学習プランのきっかけや変化

新潟水俣病の歴史や教訓を風化させないためにも、後世に継承することによる環境保全の重要性と向き合うきっかけや学習プランを行うことにより、人々にどのような変化がみられたとお考えですか、お聞かせください。

（回答）

学習プランは、水俣病の正しい知識と差別偏見をなくすためにはどうしたらよいのかという点を、子供達を教育している先生方へ一つの参考として提供したものである。そういった、先生方の努力によって事前学習が行われた結果、子供達の反応や関心が大きく変化したものと思われる。さらに、新潟水俣病の過ちや教訓を後世に継承し環境保全の重要性と向き合うきっかけとなり、風化させてはならない出来事に改めて気づかされるという変化が見られたのである。

⑶　認定患者数の相違について

現在において、新潟水俣病認定患者数と熊本水俣病認定患者数に約三倍の相違が生じています。そのところをどのようにお考えですか、お聞かせください。

（回答）

旧昭和電工鹿瀬工場は石油化学工業へ事業転換を早くから計画していたのではないかと思われる。なぜなら、40年１月10日に、新工場が完成と当時に鹿瀬工場製造のアセトアルデヒドの生産を停止しているからである。つまり、近未来的には現在の電機化学工場は頓挫するのではないかと石油化学への移行を早くから考えていたことが感じられる。

一方、チッソ水俣工場は電気化学工業から石油化学工業への転換が遅れ、辞めるためには、新しい工場の設置が絶対条件であり、かつ国としてもアセトアルデヒドの生産が必要不可欠であったのである。それゆえ、このような経緯により認定患者数に相違が生じていると考えられる。

⑷　原因追求までの時間が短かった理由について

熊本水俣病の原因追求に長時間を要したのに対して、書物には新潟水俣病は熊本水俣病より原因追求までの時間が相対的に短かったと記されているが実際はどのような違いがあったとお考えですか、お聞かせください。

（回答）

昭和電工鹿瀬工場や窒素水俣工場や行政機関は原因確定を可能なかぎり、時間を引き延ばす工作を試み両県とも原因追求に時間を要したが、新潟水俣病は窒素水俣病というモデルがあったので熊本水俣病より原因追求までの時間が相対的に短かったのである。

⑸　将来に近い世代への学習発表の場について

小中学生に対しては、学習成果発表会の場を設けられていますが、今後、将来に近い世代（大学生等）の人々への発表の場をより多く積極的に設けたいとお考えですか、お聞かせください。

（回答）

将来に近い世代への人々（大学生等）への発表の場を設けることより、むしろ小、中学生等の若い世代に対して学習発表の場が重要である。

なぜなら、「ニセ患者」等の差別や偏見は未だに存在することと、小学生間などのいじめが

起こることと同じことであると捉えられ、若いうちにいじめや差別などの考え方を直していく必要があるからである。

そこで、環境と人間のふれあい館様の方ではいじめに関する資料を子供たちに配布し、他人にどのような影響がでることやいじめに対しての考え方を提供することにより、同時に差別や偏見の在り方について考える機会となっている。

調査を終えて

環境と人間のふれあい館の設立では、人々からの反対の声を受けて相当難儀されたことから、反対の声に屈せず設立に尽力された方々に感銘を受けた。

さらに、新潟県庁では、『差別は残っていない』という見解に対し、塚田館長は『差別は残っているとおっしゃられた』のが心に残っていて、人類を含めて動物社会でも差別・偏見はなくならないので差別・偏見が残っていたとしてもどのように変えていくかが重要だと感じた。

そこで、新潟水俣病による差別や偏見をもやい直しにより無くしていくという取組みが行われているが、未だに差別や偏見が少なからずあるので、子供たちに対していじめの現状を教え、考えさせることにより結果として差別の在り方について考える機会を提供できる場があることに驚きました。このような場があることにより、初めて新潟水俣病の教訓や正しい認識を後世に継承できると考える。

Ⅲ 「阿賀野川え～とこだプロジェクト」の調査―「質問状」「回答（編集）」―

[日時] 2017年３月１日９時30分～

[ヒアリング先] 一般社団法人あがのがわ環境学舎　山崎　陽様

[文責] 石田聡子（龍谷大学法学部２回生）

１ 「阿賀野川え～とこだプロジェクト」について

⑴ 「阿賀野川え～とこだプロジェクト」（略称ＦＭ事業）が県庁から一般社団法人あがのがわ環境学舎に委託されなければならなかったのはなぜですか、詳しくお聞かせください。

（回答）

① FM事業の始まり

平成16年、水俣病関西訴訟の最高裁判決が下され、国で水俣病における何らかの補助事業を始めようとする意識が高まって、翌年にかけて実際にいくつかの補助事業メニューが形作られていった。そんな中で、当時の新潟県知事であった泉田氏が新潟水俣病の公式確認から40年が経った平成17年に掲げた「ふるさとの環境づくり宣言」をきっかけに、国の補助事業メニューに基づき策定された様々な事業が一斉に動き出し、その中の一つとして「地域再生」を目指す事業が提案された。

しかし、事業が開始されて以降、具体的にどのように「地域再生」を進めていくかという点で行き詰まった。そんな時、参考となったのが平成２年より熊本県水俣市で既に始まっていた「もやい直し」だった。水俣市の「もやい直し」では独自の地域再生の取組が様々な形で行われていて、それにならって新潟県の阿賀野川流域でも「新潟版もやい直し」を始めることと

なった。

② あがのがわ環境学舎設立までの経緯

FM事業が開始されて、まずは地元関係者や被害者支援団体の関係者、学者などから構成される推進委員会が設置された。そして行政は委員会の運営をサポートする事務局の立ち位置として事業が推進されていった。しかし、行政からは毎年一定の予算が出ているものの、その予算がいつ途切れてしまうかも分からない上に、人事異動の多い行政が地域の中に腰を据えつけつつ、常に変化し続け臨機応変な対応が求められる「地域再生」という取組を主導し続けるのは困難なのではないかという懸念が生まれ始めた。

そこで、推進委員会のメンバーが主体となって、地域への継続的な関与が可能で、かつ、いざとなったら収益事業にも取り組める民間団体を作ろうということになった。行政ではなく、民間団体が主導するという点での大きな違いは、仮に行政からの予算がなくなった場合に収益事業を始めることで存続のために必要な利益が見込めることであり、現在は環境学習プログラムの提供やデザイン制作の業務などを請け負ったりしながら、運営存続のために収益事業の構築に取り組んでいる。

⑵ 「阿賀野川え〜とこだプロジェクト」が県庁から委託される前と後ではどのような変化がありましたか、具体的にお聞かせください。

（回答）

① 委託前後の変化

県庁から委託するにあたって、もともと推進委員会のメンバーであった人々が環境学舎の理事となって活動するようになったという点で、組織の形として表面上の変化はあったが、運営という内容の変化はあまりなかった。

② 推進しやすくなった点

委託前後で行政がＦＭ事業の事業主体である点は変わらないものの、委託前は行政が推進委員会の実質的な事務局だったことから実務上の推進主体もある程度担当していて、具体的な事業行動に対する行政内部の事前承認作業や地域や委員との調整業務がかなりの分量で発生していたため、なかなか思うように事業が進まないことがあった。しかし、民間団体として活動し始めた委託後は、行政が大まかな委託業務の事前承認や事業監督を担当する役割に徹し、環境学舎が地域との調整や個別事業の企画運営をある程度の自由な裁量のもとに進められることが多くなって、事業自体を推進しやすくなった。

③ 課題となった点

一方、一般的な課題としては行政側では人事異動等で代替わりが多く、行政との繋がりが事業の経年変化に合わせて薄れていくのはよく指摘される事実である。そして実際に、担当者が変わるうちに県職員と会う機会も以前よりは減少し、県庁の担当部署内に環境学舎の設立や地域再生に関する経緯を語れる人が徐々に少なくなることが課題点として挙げられるかもしれないが、事業を推進するにあたってもとは推進委員会だった環境学舎のメンバーが中心に動いているため、大きな課題は現在のところ生じていない。

⑶　人々が新潟水俣病の歴史や教訓と向き合うきっかけになったことがあれば、詳しくお聞かせください。

（回答）

①　運営側から見た地域住民へのイメージ

大前提として、当たり前のことなのだが多くの流域住民が抱く関心事は自分の生活や仕事のことが中心で、水俣病のことばかりを四六時中考えて暮らしている住民はいないと考えている。そして、そういう人々を前に正面から「水俣病について、本気で考えていきましょう」と呼びかけても、なかなか相手にしてもらえないと思っていた。

②　実際の地域住民の思い

しかし、実際に阿賀野川上流域に暮らしている住民に話を聞くと、メディアに対する不満を抱いていることが分かった。それは、新聞などで取り上げられる水俣病に関する情報は、常に被害や運動家たちの動きなどに関する内容ばかりで、自分たちが住む場所に関して負のイメージばかりが植え付けられて、いつも悪く思われているということに対する不満であった。さらに、実際に住民たちが感じている地域の実態はメディアで報道されるものとは違う部分も多く、新聞記者たちが新潟水俣病に関する地域の実態を偏った見方や取材に基づき記事を書いていることにも憤りを感じる住民が多かった。



山崎　陽様



ヒアリングの様子

③　地域住民による賛同のきっかけ

そして、FM事業の一環であるロバダン（炉端談義）で住民の意見を聞いた際、阿賀野川流域において水俣病という影の部分ばかりを多く取り上げるメディアのようでなく、同時に光の部分も取り上げてバランスのいい情報発信の方法を採るならば、地域再生に協力したいと考える住民は多くいることが分かった。そうして、「阿賀野川え～とこだプロジェクト」では「光と影」というのがテーマになった。

それまでは、運営側としても地域再生には水俣病について考えることが第一だと思っていたが、実際に住民の意見を聞いたことで、今まで人々が阿賀野川流域では新潟水俣病だけが起こったかのように考えがちだったこと、どんな歴史にも光と影の部分があるということに気が付いた。そして同時に、阿賀野川流域の地域が持つ光の部分を人々に知ってもらうことの必要性に気付かされた。

２　「もやい直し」について

⑷　「もやい直し」は阿賀野川上流域から着手したそうですが、上流域から事業をスタートさせたことで苦労された点をお聞かせください。

（回答）

①　阿賀野川上流域の住民が抱えている葛藤

阿賀野川の上流域には、かつて新潟水俣病の原因企業となった昭和電工鹿瀬工場があり、周辺には昭和電工の社員やその家族が多く暮らしていた。そうした中、「もやい直し」事業には貴重な資料などを所有している昭和電工の関係者の存在が判明したが、なかなか関係者からの協力は見込めなかった。当時、彼らにとって昭和電工は自分たちの生活を左右する絶対的な存在だったからである。そのため、電話をかけて協力してもらえないかと頼んでも拒否反応を示され、別の人には怒鳴られたりすることもあったという。

しかし、そんな上流域もかつては昭和電工の恩恵を受けて繁栄したとはいえ、水俣病問題発生以後は徐々に過疎化が進んでいることも事実であった。そこで、FM事業の運営側は、「もやい直し」への協力を得るという目的だけでなく、再び上流域を復興させたいという思いを住民に熱く語りかけた。これは、地域再生が水俣病に関するものだけが目的でなく、光の部分についても触れる形で進めていくものだということを理解してもらうことが出来ると考えたからである。そうすると、光の部分についての情報発信には協力しようという上流域の住民が名乗り出てくるようになった。住民たちも、地域を復興させたいという気持ちをそれぞれに抱えており、葛藤していたことが分かる。そうして、一緒に地域再生を進めているうちに、彼らが所有していた昭和電工の貴重な資料も提供してもらえることもあった。

②　「もやい直し」の進め方

最初のうちは、住民から電話口で怒鳴られた経験もあったそうだが、決してその経験をマイナスと捉えず、それだけ住民の興味を惹く事業であると考えた。怒鳴られた相手には直接会いに行ったこともあった。そうして、住民の声なども参考にしてたどり着いた「もやい直し」の進め方が、阿賀野川において光の部分とも言える「水俣病ではない部分」について、あえて真剣に取り組むという方法である。例えば、あがのがわ環境学舎が企画運営するパネル巡回展では数千点の写真資料の中から厳選されたものが並ぶが、その内容の８割を「水俣病ではない部分」が占めるなど、ＦＭ事業のイベントでは新潟水俣病の部分と新潟水俣病以外の部分とを意図的に「２：８」もしくは「３：７」くらいの割合で構成している。また、一般的な公害学習や公害関連のイベントではどちらかと言うと公害が発生した後の被害者や裁判の動きを主に伝えるものが多い中、あがのがわ環境学舎が公害学習を行う際には「なぜ水俣病が発生するに至ったのか」という水俣病が表面化する以前の過程や発生に至るメカニズムを深く理解してもらうことに重点が置かれている。誰もが（被害側であれ加害側であれ）当事者になり得るということを理解してもらったうえで、誰かを責めるのではなく、発生に至った過程やメカニズムを理解することこそ公害を二度と繰り返さないようにするという最も重要な教訓を得てほしい



阿賀野川

のである。こうした方法のもとでは、水俣病に関する影の部分は２割で少ないと感じたり、被害や裁判関係が少ないと感じる人もいるかもしれないが、実際にイベントを訪れたりプログラムを受講した人々の感想には、水俣病について印象深かった、新しく有用な見方を得られたと書いている人がたくさんいるという。

こうした活動を地道に重ねていった結果、もともとは「水俣病に関することに協力したくない」と考えていた住民から、貴重な資料や情報を受け取れるという可能性もある。実際に資料を提供してもらうこともあっただけではなく、以前と比較しても地域住民とのかかわりが深まったという。

３　今後の展望に地域再生について

⑸「阿賀野川え～とこだプロジェクト」が始まって、今年で10年目となりますが、これまでの活動で得られた成果や、今後目指していく「あがのがわ環境学舎」の姿を具体的にお聞かせください。

（回答）

①　今までの成果

地域の中でのネットワークがたくさん出来たことで地元の人々と仕事が出来ていると感じられるようになったことのほか、水俣病や「阿賀野川え～とこだプロジェクト」についての認知度が上がったこと、そしてイベントなどを開催すると地域住民の多くが情報誌「阿賀野川え～よこだより」に目を通しているということも分かり、10年の活動の成果を感じられる。こうした成果によって、公害関連イベントには通常、公害に関心のある人が多く参加する傾向にあるため、いつも同じ顔ぶれになることが少なくないが、ＦＭ事業のどのイベントの参加者も特に公害問題に関心を持っている訳ではない流域住民が大半を占め、イベント講師も地元関係者である。こうした流域住民の参加が大半を占めるイベントを毎回、企画運営できる状況が最大の成果と言えるかもしれない。

②　これからの活動の展望

いつか実現させたいと考えていた原因企業である昭和電工との協働取組が平成26年２月より進んだ。具体的な事業内容としては、昭和電工側は参加者に対して水俣病について語るのではなく、現在の排水処理の仕組みを実際の工場に入って学んでもらうことを目的とした環境学習などと言ったプログラムづくりの提案であった。話を持ち掛けると、昭和電工側も興味を持った。実は新潟水俣病公式確認50年前後ということもあって、昭和電工側も地域再生に関する何か新しいことを始めたいと考えていたところであったのだ。そこから協働取組が始まり、あがのがわ環境学舎が推進する新潟水俣病が発生するに至った歴史の学習と組み合わせることで、新潟水俣病がなぜ発生してしまったのか、そして現在はどのような排水処理を行っているのかを同時に学べる環境学習が出来上がった。

これをきっかけに、様々な企業や団体から環境学習に参加したいとの要望があり、最初は様々な団体を受け入れていたが、現在は対象を企業・行政・教育機関に絞り、大学生を中心に公害学習を実施すると共に、企業社員や行政職員へのCSR研修を行っている。

これらの活動は２～３年前から始まったことではあるが、今後は本格的に企業や行政を対象とした研修事業を拡大していくと共に、その過程で企業を対象とした収益事業の構築を急ぎ、一方で主に県内教育機関へ公害学習を無償で提供する方途の実現を模索・検討したいと考えて

いる。

調査を終えて

今までは裁判の変容や、患者の認定基準がどのように変化したかなど水俣病発生後のことばかりに目を向けてきました。しかし、あがのがわ環境学舎では、公害の発生から長い年月が経過して、原因企業のほぼ全ての社員が、新潟水俣病が公式確認された昭和40年以降に入社した人々となった状況も勘案して、被害の実態解明や企業・行政の責任追及という方向性ではなく、「なぜ新潟水俣病が発生したのか」について冷静かつ地道に学ぶことで社会全体にとって有用な教訓を得るという方向性を推進しています。その結果、原因企業が地域再生に参画し易くなる未来を切り開きつつ、人々が原因企業に対する偏見を持ったり、責めたりするのではなく、公害を引き起こす側の当事者に誰もがなり得たこと、そうした当事者の立場に立った際にどのような行動を実際にとり得るのかといった問題への理解を深めようとしています。私はこの話を聞くまでは、被害を受けた患者だけが差別や偏見を受けたと考えていたが、実際は原因企業の関係者も苦しんでいたのだと思うようになりました。

水俣病は発生から50年が経過していますが、私は今回のヒアリングを通して水俣病については発生した原因を知ることで今後の公害防止に努めることが出来ること、そして水俣病発生後の流れを知ることで水俣病という歴史を決して風化させてはならないと感じることが出来ると分かりました。

また、阿賀野川といえば新潟水俣病、というイメージを抱くのも一種の偏見だということを理解する必要性があり、阿賀野川のみならず公害などでマイナスイメージを抱かれている地域には必ず光の部分があり、そしてそれを正しく知ることが重要であると考えます。

Ⅳ　坂東弁護士・新潟水俣病調査―「質問状」「回答（編集）」―

[日　時] 2017年３月１日15時~

[ヒアリング先] 新潟県弁護士会　坂東克彦弁護士

[文　責] 野間元綺（龍谷大学法学部２回生）

⑴　坂東弁護士について

(回答)

坂東弁護士は、新潟水俣病の第一次訴訟、第二次訴訟に携わっていた。第一次では、公害問題において、初めて不法行為を認めさせるなどの成果をあげられた。第二次訴訟では、弁護団長を務められた。また、新潟水俣病だけでなく、熊本の水俣病などさまざまな公害問題に取り組んでこられた。

そして、弁護団長を退かれてからは、新潟県の水俣病についての新潟県の条例の作成に尽力し、現在は、認定審査の際の参考人として水俣病問題に取り組んでおられる。

⑵ 新潟水俣病訴訟とは

（回答）

昭和電工鹿瀬工場が排出した水銀で阿賀野川が汚染された。その水銀を摂取した魚を阿賀野川周辺の住民が食べ、水俣病を発症した。水俣病を発症した患者が、1967年昭和電工に不法行為による損害賠償を求めて訴訟を起こした。この裁判は、日本初の本格的な公害裁判であり、それから起こる公害裁判の先例として、公害裁判を語るうえでなくてはならないものであった。新潟水俣病の第一次訴訟では、公害裁判の法的責任を明確にすることや、原告が負う立証責任が軽減されるなど、これまでの常識を覆すものであった。また、現在も新潟水俣病訴訟はノーモアミナマタ第二次訴訟などとして続いている。

⑶ 現在の認定制度について

（回答）

現在の公健法による認定制度では、環境省による通知に基づき、県で認定審査を行なっている。そして認定基準は、1977年に環境省が通知した「認定には複数の症状が必要」というものが長年基準とされてきた。現在の認定基準では、「感覚障害だけでも、客観的資料があれば認定する」というようになってきている。例外的に客観的証拠がある場合認定している。

⑷ 裁判を起こすまでの苦労について

（回答）

当時はだれも公害について裁判を起こそうなんて思いもしなかったから、患者に裁判を起こすよう訴えかけることや、原告を見つけることに苦労した。被害者は、農家の人も多く、みんな国にたてつくことを嫌がっていたから。

これの裁判は、弁護士が原告を探すことから始めているので、中には「弁護士主導の裁判だ」と批判する人もいた。これについて批判する人もいる。

確かにこの裁判は弁護士主導の裁判になってしまっている。しかし、弁護士主導であったとしてもやらなければいけない裁判だった。

⑸ 和解の結末について

（回答）

第一次訴訟では、加害者だった昭和電工が、今回の和解では、原因企業とされていることや和解金の額が低すぎることなど、坂東弁護士には納得することのできないものだった。他の弁護士からは『弁護団長は、多数に従うべきだ。今、解決をしないとこれからずっと解決しなくなる』などと言われたため、他の弁護士・被害者たちとの方法性の不一致が生じ辞退した。

⑹ 現在の認定制度について

（回答）

現在の認定制度では、申請主義を取っている。まずこれが認定制度の問題点である。公害被害者の本質として、被害者は被害を言わないというものがある。これは、差別や偏見を恐れて言わないというだけでなく、被害を申告してしまうと仕事がなくなることや、結婚できなくなることを恐れている。

なので、憲法25条がある以上、申請制度ではなく社会福祉の問題として解決しないといけない。

⑺　軽い症状の患者は、水俣病と申告しないほうが、一生昭和電工を恨んでいく人生を送らなくて済むので幸せなのではないか。

（回答）

それは、それぞれの考え方。そういう考え方があっていいのだ。坂東弁護士は、第二次訴訟の和解によって他の弁護士とは、まったく違う考え方だった。しかし、『一人ぐらい和解に反対する人がいないと日本の法律家は馬鹿にされる』と言っていた人もいた。このように、水俣病に対する考え方は、一つでなくていいのだ。

調査を終えて

水俣病についてマスメディアは、現在生存されている患者に焦点を当てている。劇症型の患者はすでになくなっているので、水俣病というと、感覚障害や視野狭窄などの劇症型の患者に比べると症状が比較的軽い患者しかいないと思われがちである。実際に私もそうだった、坂東弁護士に実際の裁判で使った映像を見せてもらうまでは。

私のイメージしていた水俣病患者とは、あまりにかけ離れ、衝撃的なものだった。そこに映されていたのは、歩くこと・話すことさえできない患者だった。

確かに、患者主体ではなく弁護士主体の裁判になると、裁判を起こそうと思っていない患者にも弁護士が裁判を起こすよう訴えかけるということなので、一般にはよいことではないと思われる。しかし、そのように批判する人は、直接、劇症型の患者を見ていないからであると考える。当時、直接患者と関わった人なら、二度とこのような公害問題が起きることのないように、裁判を起こそうとしたはずだ。

以上のことから、坂東弁護士が携わった公害裁判は、坂東弁護士が直接、患者と関わってきたからこそ起こすことのできた裁判だと考える。




坂東弁護士へのヒアリングの様子

調査を終えて

新潟研修を通じて我々は新潟水俣病に向き合ってきた。高度経済成長期と共に、４つの公害が順に発生した。新潟水俣病は、熊本県水俣市に次いで第２水俣病として世を騒がせた。いや、今もその問題が完全に解決したとは言えないだろう。

行政側、弁護士側、民間企業側、三者のヒアリングを通して、未だ残る問題に触れた。患者

の認定までに多くの時間がかかる点、患者の高齢化、原因企業との向き合い方などである。

一概にこれらを解決することは難しいが、一つこの研修を通じて言えることは、新潟県は、そして県民、企業は新潟水俣病と正面から向き合っていることである。多くの問題が残る一方で、それぞれの立場から解決策を模索続けている。昭和電工や行政から水俣病に関わることは、一見難しいようにも思える。しかし、昭和電工は民間企業と協働して、新潟水俣病を教訓に置きながら他企業へのCSRを行うことで、より良い企業作る取り組みを行っている。また、行政側も患者の高齢化に伴い、認定までのスムーズ化を図ろうとしている。

公式認定から50年が経過している今、新潟は前に進んでいる。福島の原発問題や、その他の公害問題など、日本にはまだ新しい問題が起こっている。新潟水俣病研究は、これから先の日本の公害問題と向き合うヒントとなると考える。